

論 説

陳腐化した国際課税原則を見直し
新しい国際課税原則を構築する必要性

- OECD の BEPS 対策の始動を中心として -

名古屋経済大学大学院教授
千葉商科大学大学院客員教授
I F A 日本支部会長
本 庄 資

SUMMARY

OECD は、「税源侵食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting : BEPS) に係る問題意識の周知とその明確化を図ることを目的とした報告書『税源侵食と利益移転への対応 (Addressing Base Erosion and Profit Shifting)』を、2013 年 2 月 12 日に公表した。この中で、OECD は、BEPS の多くは、軽課税国への無形資産の移転、ハイブリッド・ミスマッチの利用等を組み合わせ、税率の低い国・地域に利益を移転することで生じていると分析し、多くの BEPS の手法は合法であり、国際課税原則を見直す必要性があるとしている。また、BEPS への効果的な対応のためには、国際的に協調された行動を取ることが重要であるとしている。OECD の今後の予定としては、2013 年 6 月までに BEPS に対する行動計画(Action Plan) を策定するとされている。

本稿では、現行国際課税の主たる原則のうち国際的タックス・プランニングに逆利用されている基本的な課税原則についてのこれまでの議論を整理するとともに、OECD が行動計画を策定することを決定するに至るまでの経過を振り返り、今後の BEPS への対応についての展望を試みている。

その上で、租税実務家も良きルールの構築に向けて貢献すべきであり、研究者はさらに理論的研究はもとより、実証的な研究を通じて良きルールの形成に尽力すべきとしている。

(平成 25 年 5 月 31 日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1 . OECD 報告書『税源侵食と利益移転への対応』 (Addressing Base Erosion and Profit Shifting)	36
(1)OECD の BEPS プロジェクト	37
(2)OECD 報告書『税源侵食と利益移転への対応』	38
2 . EU の脱税・租税回避対策の行動計画	40
(1)脱税	40
(2)タックス・ヘイブン	42
(3)アグレッシブ・タックス・プランニング	42
3 . 国際課税における重要な課税原則の再検討	42
(1)オフショア世界を利用する国際的タックス・プランニングの研究	42
(2)全世界所得課税 (world-wide income taxation) 原則	43
(3)領土主義課税 (Territorial Taxation) 原則	44
(4)外国子会社合算課税制度 (CFC ルール)	44
4 . 全世界所得課税から領土主義課税への転換	47
(1)日本と英国の領土主義課税への転換	47
(2)米国の領土主義課税への転換論	48
5 . 米国国際課税原則 (全世界所得課税から領土主義課税へ) 転換の諸提案	54
6 . 国際課税原則(SA から FA へ)転換の問題	54
7 . 国際課税原則により生じるループホールを利用した ゼロ・タックス・スキームの出現	58
8 . 最近話題の国際的タックス・プランニング (公表されたタックス・スキーム)	61
9 . 国際的タックス・プランニングによる BEPS に利用される 無形資産をめぐる国際課税ルールの確立の必要性	69
まとめ	70

1 . OECD 報告書『税源侵食と利益移転への対応』(Addressing Base Erosion and Profit Shifting)

2013 年 2 月 12 日、OECD はいわゆる BEPS への対応に関する報告書を公表した。

浅川雅嗣氏《the Chair of the OECD Committee on Fiscal Affairs and Deputy Vice-Minister of Finance for International Affairs in Japan》は、World Commerce Review (June 2012)において、多国籍企業

の BEPS 戦略・手法の多くが全く合法的であると認めたうえで、実効税率の引下げのための BEPS に対処するため、現代のビジネス・モデルに追いついていない国際課税ルールを見直し、新しい国際課税ルールを確立しなければならないと主張している。

本稿では、現行国際課税の主たる原則のうち、BEPS のための国際的タックス・プランニングに逆利用されている基本的な課税原則について、これまでの議論を整理し、一国限

りのユニラテラルな租税回避防止策（移転価格税制、CFC ルール、過少資本税制など）では対処することができない多国籍企業の BEPS に対し、G20 の要請を受けて、OECD が統合された全体としてのアプローチ（an integrated and holistic approach）を実施する行動計画（Action Plan）の策定を決定するに至るまでの経過を振り返り、今後の BEPS への対応についての展望を試みることにしたい。

（1）OECD の BEPS プロジェクト

OECD Current Tax Agenda 2012 は、重要問題として、多国籍企業の課税、アグレッシブ・タックス・プランニング⁽¹⁾に取り組んでいる。OECD の役割は、この分野で、税務当局がタックス・リスクに迅速に対応し、各国の経験に基づきアグレッシブ・タックス・プランニングの傾向とパターンを特定し、それらの対応に対する責任を分担することを支えることである。時宜を得た情報の共有により各国が新しいスキームの理解とその発見を促し、そのリスク・マネジメント戦略に適応し、適切に立法と行政で対処することが可能になる。この分野のプロジェクトには、既に次のような(i)銀行損失に係るタックス・リスク、(ii)各事業部門の法人損失や(iii)ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント⁽²⁾に関する報告書がある。

- Addressing Tax Risks Involving Bank Losses (Sept. 2010)
 - Tackling Aggressive Tax Planning through Improved Transparency and Disclosure (Feb. 2011)
 - Corporate Loss Utilization through Aggressive Tax Planning (2011)
 - Hybrid Mismatch Arrangements: Tax Policy and Compliance Issues (March 2012)
- OECD Aggressive Tax Planning (ATP)

Directory は、スキームの種類、発見の方法、政府の対処方法を含んでいる。

税源侵食と軽課税国への利益移転のタックス・プランニングにより各国の法人税収が失われているという認識が広まっている。課税権の配分に関する国際課税の原則が、現代ビジネス・モデルに適合しなくなっているのではないか、各国の国内法における国際課税制度及び国際的に合意された国際課税基準は、情報通信技術の進歩と高まる知的財産（IP）による価値の移転の重要性という現代のグローバル経済では越境経済統合（economic integration across borders）が進んでいるにもかかわらず、依然として経済統合の程度が低い経済を想定して形成されたままの状態になっている。その結果、国際的タックス・プランニングによって国際的不課税（利益がどの国でも課税されない）スキーム⁽³⁾が蔓延することになった。国際的二重課税の防止・排除を目的として形成されてきた租税条約が、アグレッシブ・タックス・プランニングによって国際的不課税を目的とする租税条約として利用されている事実が指摘されている。

OECD の国際課税ループホール、アグレッシブ・タックス・プランニング（不課税所得、二重控除、その他の国際的租税裁定取引）による税源侵食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting : BEPS）に関する論議は、政治レベルに達し、OECD 加盟国と非加盟国の双方にとって非常に重要な問題となった。2012 年 6 月の OECD 租税委員会（CFA）で米国から BEPS が著しい法人税収の喪失を生じているとの問題提起があり、これを契機に経済実態と課税実態の乖離を防止する対策を戦略的かつ各分野別に検討し、ユニラテラルでなく国際的に協調して統合された包括的な対応を促す BEPS プロジェクトが開始されることになり、2012 年 6 月 18~19 日 G20 メキシコのロスカボス・サミット声明（final declaration）で“the need to prevent base

erosion and profit shifting”を表明し、2012年11月5~6日G20財務大臣会合声明(final communiqué)で“We also welcome the work that OECD is undertaking into the problem of base erosion and profit shifting and look forward to a report about progress of the work at our next meeting.”と支持を表明した。George Osborne(英国 Chancellor of the exchequer)と Wolfgang Schaube(ドイツ Finance Minister)が共同声明を発表し、Pierre Moscovici(フランス Economy and Finance Minister)がOECD支持を表明した。米国オバマ大統領は、「実証データが多国籍企業の所得移転は税制改革で対処すべき重要な問題であることを示している。」と述べている(Framework for Business Tax Reform)。

この時期、本稿2で後述するように、EUでも、欧州委員会は、租税詐欺(tax fraud)と脱税(tax evasion)に対する戦いに関するコミュニケーション⁽⁴⁾を発表している。

(2) OECD 報告書『税源侵食と利益移転への対応』

OECDが2013年2月12日に公表した報告書“Addressing Base Erosion and Profit Shifting”におけるBEPSプロジェクトは、現行の国際課税ルールが現実の事業活動が行われる場所と違うロケーションに課税所得を配分することを許容しているのか否か、もしそうであれば何故かを観察し、BEPSに対処する各国に包括的で実効性のある対策を提案することを目的とする。

本報告書は、BEPSの存在と程度に関する学術研究とデータをAnnex B(A review of recent studies relating to BEPS)で示し、BEPSが法人税に及ぼす影響を概観し、国際取引に対する重要な課税原則と現行課税原則を利用するBEPSの手法を特定している。

本報告書は、現行国際課税ルールが多国籍企業のタックス・プランニングにより合法的

な仕組みと無形資産の権利義務の操作によって多国籍企業グループ内で利益とリスクを合法的に移転し、実質的な活動が行われる国の利益を減らす機会を与えていたと結論し、BEPSに国際協調の下で包括的に対処する行動計画(an action plan)を策定することを勧告した。

利益を軽課税国に、費用・損失を高税国に移転するタックス・プランニング

一般に法人タックス・プランニングは、次のことを実現しようとする。

- (i)外国活動又は源泉地国の課税の最小化
- (ii)支払法人の所在地国における源泉徴収税の制限又は免除
- (iii)国外所得の受取法人の課税の軽減又は免除
- (iv)究極の親会社の(i)~(iii)国外所得に対する当期課税の回避

これらのタックス・プランニングの手法は、法技術的に合法的であるが、この種のタックス・プランニング(グローバル実効税率引下げスキーム)の効果により各国税制の意図しない方法で多くの国の課税ベースが侵食されている。

各国の租税法令のメカニカルな規定の文理解釈では法令に違反しないように仕組まれたステップ取引は、各国の法の精神(spirit of the law)を踏みにじっている。

主要なBEPSの手法

本報告書は、BEPSに関する対応が必要な主要分野(Key Pressure Area)として、特に次のBEPS手法を挙げている。

- (i)エンティティ及び証券の分類の国際的ミスマッチ(ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント及び裁定取引を含む。)
- (ii)デジタル財・サービスの引渡しから生ずる利益に対する租税条約の適用
- (iii)関連者間のデット・ファイナンス、キャピティ保険その他のグループ内金融取引の課税上の取扱い

(iv)特にリスク及び無形資産の移転、グループ内の法的主体間の資産所有権の作的な分割、及びこのような法的主体の間で第三者間では稀にしか行われない取引に関する移転価格操作

(v)租税回避防止規定（特に GAAR、CFC 制度及び過少資本制度）の実効性

(vi)一定の活動に対する優遇税制の利用

BEPS 手法 (BEPS strategies) は、親会社の居住地国や子会社の所在地国の課税制度の特性を組み合わせて利用しているので、それぞれの国が単独で多国籍企業の BEPS に対処することは不可能である。

各国が多国籍企業の BEPS への対応に協力することができない場合には、各国が単独で対策を講じなければならなくなるが、その場合には、これまで国際取引について課税管轄 (jurisdiction to tax) を定め、二重課税の防止のために作り上げてきた国際的コンセンサス・ベースの枠組みを壊すリスクが生じる。

OECD 加盟国は、国内企業と多国籍企業が公正な競争の場 (a level playing field) を有する条件づくりに各国が共通の利益を有すると考え、国際的二重課税の防止・排除のために OECD モデル租税条約でも課税権の配分を行ってきた。国際的タックス・プランニングによりミスマッチ (ハイブリッド事業体、ハイブリッド証券、ハイブリッド譲渡の利用) 課税紛争、事業の不確実性、租税回避防止規定による課税所得の捕捉をめぐる紛争、法人税の底辺までの競争 (race to the bottom) が増加する。このような状況で、多国籍企業に予測可能性を与え、二重課税を回避する一方、各国の課税ベースを確保する政策を支援するため、多国籍企業の BEPS に対応するには国際的な協力が必要である。

BEPS に対する行動計画 (Action Plan) の策定

OECD 租税委員会は、BEPS に革新的な方法でタイミングよく対応するため、2013 年 6

月の次回会合までに包括的な行動計画 (an initial comprehensive action plan) を策定し合意を得る予定である。この行動計画では、(i)BEPS 対応に必要な行動の特定、(ii)行動を実施する期限の設定、(iii)行動の実施に必要な資源の特定と方法の決定を行う。行動計画の策定は、様々な分野の関連を考慮に入れた包括的な対応策とすべきである。行動計画の内容としては、特に次の分野を含むものとする。

(i)ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメント及び裁定取引の効果を無効にする制度の開発

(ii)現行税制が政策の視点から望ましくない結果を生じる個別分野に対処するため移転価格ルールの改善又は明確化

特に懸念される無形資産に関する作業は、より広範な移転価格ルールへの反映に含まれる。

(iii)特にデジタル財・サービスの分野における課税管轄 (jurisdiction to tax) に関する問題の解決策の改正 (租税条約の改正を含む。)

(iv)国内税法や国際課税制度に含まれる租税回避防止措置 (例えば GAAR、CFC ルール、LOB 条項、その他の租税条約濫用防止規定) の実効性の向上

(v)グループ内金融取引の取扱いに関するルール (例えば支払の損金控除に関するルール、源泉徴収税の適用)

(vi)透明性及び実質などの要素を考慮に入れて有害な税制により効果的に対処する解決策

OECD は、租税条約の改正が必要であれば、迅速な解決策を検討し、提案する。OECD は、これまで二重課税排除の基準を開発してきたが、他方二重不課税を防止するため、努力しなければならない。

このように、OECD は多国籍企業の BEPS の手法が合法的なものであるが、国際的不課

税を可能にする国際課税原則を見直す必要があると判断した。

次に述べるとおり、EUでは既に2012年行動計画(Action Plan)を策定し、公表している。

2. EUの脱税・租税回避対策の行動計画

上記のOECDのBEPSプロジェクトに一步先駆けて、欧州委員会(European Commission)は、タックス・ヘイブン及びアグレッシブなタックス・プランニングに対し、加盟国が総合調整された行動をとるため、2012年12月6日に行動計画(Action Plan)(表1)を策定し、次の2つの勧告を行った。

(i)共通の識別基準を用いてタックス・ヘイブンを特定し、各国のブラック・リスト(national blacklists)にこれを掲名すること
 (ii)アグレッシブ・タックス・プランニングについて、一部の法人が公正な税負担を免れるために利用する法技術とループホールに対処するため租税条約を補強し、共通的一般的滥用防止規定(a common General Anti-Abuse Rule: GAAR)を採択すること
 EUでは脱税・租税回避により毎年1兆ユーロ超の税収が喪失されていると推計されている。課税長官(Commissioner for Taxation)Algirdas Semetaの次の発言が公表されている。

“Around one trillion euros is lost to tax evasion and avoidance every year in the EU. Not only is this a scandalous loss of much-needed revenue, it is also a threat to fair taxation. While member states must toughen national measures against tax evasion, unilateral solutions alone won't work. In a single market, within a globalized economy, national mismatches and loopholes become the play-things of those that seek to escape taxation. A strong

and cohesive EU stance against tax evaders and those that facilitate them, is therefore essential.”

EUの行動計画には、(i)納税者コード、(ii)EU納税者番号(an EU tax identification number: TIN)、(iii)主要なEU Directives(親子会社指令、利子・使用料指令、合併指令、貯蓄指令など)における濫用防止規定の見直し、(iv)マネーフロー追跡ガイドライン、(v)EU企業課税行動綱領(Code of Conduct on Business Taxation)の拡大(富裕層に対する特別税制を含める)が含まれる。

(1)脱税

2012年3月、EU27か国は欧州委員会に対し脱税・租税詐欺対策の方策の開発と改善を要請し、翌4月に欧州議会(European Parliament)も緊急行動を要求した結果、欧州委員会は同年6月、タックス・コンプライアンスの改善方法に関するコミュニケーションと行動計画の策定を発表した。この行動計画には、次の34措置が含まれている。

表1 EU行動計画における措置の一覧表

- I 現行制度の活用と欧州委員会イニシアティブ
 1. 執行協力の新しいフレームワーク
 2. 貯蓄課税のループホールの閉鎖：貯蓄課税指令の改正、現行スイス、アンドラ、モナコ、リヒテンシュタイン及びサンマリノとの貯蓄課税協定の改正交渉
 3. 租税詐欺防止と税務協力に関するEU・リヒテンシュタイン協定案の署名・批准、アンドラ、モナコ、サンマリノ及びイスラの類似の協定の交渉開始
 4. VATの分野における迅速なアクションのメカニズム
 5. VATリバース・チャージ・メカニズムの選択適用
 6. EU VATフォーラム

II 新しい欧州委員会イニシアティブ

7. 第三国が租税問題のグッド・ガバナンス・ミニマム・スタンダードを適用することを奨励する措置の勧告
8. アグレッシブ・タックス・プランニングに関する勧告
9. 税務グッド・ガバナンス・プラットフォームの創設
10. 有害な企業課税の分野及び関連分野の改善
11. 欧州ポータルの TIN
12. 課税情報交換の標準フォーム: 課税の分野における執行協力に関する指令 (2011/16/EU) 規則の実施
13. 全部・一部変性アルコールのユーロ変性剤

III 将来のイニシアティブ: 短期間 (2013 年) における措置

14. 親子会社指令 (2011/96/EU) の改正
15. EU 法の濫用防止規定の見直し
16. 国際フォーラムにおける自動情報交換のスタンダードと EU IT ツールの促進
17. 欧州納税者コード
18. 他の法執行機関との協力の強化
19. 調査における同時管理と外国公務員の立会の促進
20. VAT の分野における執行協力二国間協定に関する第三国との交渉開始について欧州理事会 (European Council) からの授権

IV 将来のイニシアティブ: 中期 (2014 年まで) における措置

21. 自動情報交換のコンピュータ化フォーマットの開発
22. EU 納税者番号 (TIN) の使用
23. IT インストルメントの合理化
24. マネーフロー追跡ガイドライン
25. リスク管理技術、特にコンプライアンス・リスク管理の向上
26. EUROFISC の直接税への拡大

27. 全ての加盟国におけるワン・ストップ・ショップ・アプローチの創設

28. 動機インセンティブ(自発的開示プログラムを含む。)の開発

29. 税務ウエップ・ポータルの開発

30. 行政罰と刑事罰の調整

31. EU スタンダード税務調査ファイル (Standard Audit File for Tax: SAF-T) の開発

V 将来のイニシアティブ: 長期(2014 年後)における措置

32. 熟練調査官の専門チームによる合同調査の方法
33. 各国データベースへの相互直接アクセスの開発
34. 全税目の執行協力のための単一の法制度の創設

EU は、課税におけるグッド・ガバナンスの 3 つの基準(透明性、情報交換、公正な税の競争)を有し、加盟国が遵守しなければならない原則とされている。透明性と情報交換については、加盟国間執行協力は近年顕著に強化され、各国は脱税・租税詐欺の特定とこれに対する対処を改善するためにデータ、情報及び経験の交換によりベネフィットを受けている。さらに執行協力強化のために重要な新しい法令 (2013 年 1 月 1 日発効の執行協力指令を含む。) が制定された。EU 賯蓄指令 (EU Savings Directive) が EU 域内協力のベネフィットを示すものであり、加盟国間で毎年平均 200 億ユーロの課税所得の情報交換が行われ、5 非加盟国 (スイス、リヒテンシュタインを含む。) と加盟国の 10 属領及び海外領土 (ジャージー、ガーンジー、マン島、ケイマン、アルバを含む。) も EU の協力協定に参加している。公正な税の競争を促進するため、EU は企業課税行動綱領 (Code of Conduct on Business Taxation) を有し、欧州委員会はその原則を EU 非加盟

国にも及ぼすためスイス、リヒテンシュタインと協議中である。2012年6月、欧州委員会は、各國及びEUレベルで、脱税・租税詐欺防止策をより効果的に25の具体策を定め、VAT詐欺防止のための迅速なアクション・メカニズム(a Quick Reaction Mechanism: QRM)を提案している。

(2) タックス・ハイブン

タックス・ハイブンを特定する基準とこれに対処する措置は、各國により異なる。単一市場でタックス・ハイブンを利用する企業と取引は、最も寛大な防止規定の加盟国を通じてこれを導管国(a conduit country)として利用している。

EUのタックス・ハイブン特定の共通基準は、各國のパッチワークより効果的であり、全加盟国に適用されるミニマム・スタンダードは異なる各國アプローチを利用する脱税・租税回避を防止することになる。加盟国は、グッド・ガバナンスのミニマム・スタンダードを遵守しない国を特定する共通の基準を採択するように奨励される。この基準によって加盟国は自國のタックス・ハイブンのブラック・リストに掲名すべき管轄を決めることができる。

各國のブラック・リストに掲名された管轄は、国際的な評判を失うことになり、加盟国はこのような管轄との租税条約の締結を禁止されることになる。

(3) アグレッシブ・タックス・プランニング

アグレッシブ・タックス・プランニングは、個人又は法人が税負担を最小化する意図で一税制の法技術や各國税制の差異を利用するプランニングであり、例えば一方の国の課税を免れるために他方の国の租税条約を利用するトリー・ティ・ショッピング、法令規定の文言に触れないが法の精神(spirit of the law)を遵守しないプランニングをいう。アグレッシ

ブ・タックス・プランニングが問題視される主な理由としては次のようなものがある。

- (i) 国際取引に係るタックス・プランニングは、国際経済の変化に応じて洗練されていく。グローバル経済の中で課税ベースの可動性が高まり、一国だけでアグレッシブ・タックス・プランニング防止規定の強化をすると、企業のリロケーションのリスクを招くだけに終わる。国際的なアグレッシブ・タックス・プランニングの問題に対応するには、国際的に解決する必要がある。
 - (ii) タックス・プランニングは、各國税制や租税条約の差異やループホールを利用する。このようなループホールを封じ共通の防止策を強化するには、国際協調による総合調整された行動が必要である。
 - (iii) 経済危機によって加盟国は各國税制を見直すよう迫られており、欧州全域の通常の納税者は、増税と歳出削減を余儀なくされる状況のなかで、富裕層と多国籍企業が複雑なタックス・プランニングを利用できるという理由で公平な税負担を免れることは正当化することは困難になっている。アグレッシブ・タックス・ハイブン対策は、税制の公正の確保に役立つ。
- アグレッシブ・タックス・プランニング対策としては、(i)租税条約の補強、(ii)EU共通のGAARの導入、(iii)EU Directivesの濫用防止規定の見直しが考えられている。

3. 国際課税における重要な課税原則の再検討

- (1) オフショア世界を利用する国際的タックス・プランニングの研究
拙著『オフショア・タックス・ハイブンをめぐる国際課税』(日本租税研究協会、2013)において、主に次のような点を解明するため外国文献を通じ若干の考察を行ってきた。
(i) OECDがBEPS対策に乗り出すまでのオフショア金融センター(OFC)及びオフ

- ショア・タックス・ヘイブンの現状と問題点
- (ii)カリブ海、アジア・大洋州及び欧州のタックス・ヘイブンとこれを利用する国際的タックス・プランニング
 - (iii)多国籍企業のグローバル戦略の下に事業・投資の拠点、これらを支配・統括する中間持株会社・統括事業会社・無形資産保有管理会社の拠点、資金調達・供給及び利益償還ルートの拠点のロケーションに選択されるため「魅力ある税制」をオファーする各国の「税の競争」(tax competition)
 - (iv)製造販売など実際の活動を行うロケーションからタックス・ヘイブンへ利益を移転するため配当・利子・使用料などの損金控除・源泉徴収税の免除と受取法人段階の法人税の免除及び親会社への配当・利子・使用料の源泉徴収税の免除を国内税法、EU Directives 及び租税条約の特典で許容する「導管国」(a conduit country) の出現と競争
 - (v)ハイブリッド・エンティティやチェック・ザ・ボックス規則による「無視される事業体」(a disregarded entity)などのエンティティの法形態の利用状況
 - (vi)投資ファンドなどの利用によって不透明化する所得の帰属ルールと真正なbeneficial owner の捕捉の困難化、負債バイアス、ハイブリッド証券を利用した支払利子の損金控除と受取配当の益金不算入による両国の課税ベースの同時侵食
 - (vii)ピュア・タックス・ヘイブンと先進国の軽課税国との間ににおける「税の競争」の現状
 - (viii)大国が支配する世界的・地域的なタックス・ヘイブンのハブ&スポーク構造
 - (ix)ベネルックス 3 国(オランダ、ベルギー、ルクセンブルク)及びスイスのタックス・ヘイブン特性の検証
 - (x)大国(英国、米国及び日本)のタックス・ヘイブン特性の検証

(2) 全世界所得課税 (world-wide income taxation) 原則

日本では、法人税について長い間、全世界所得課税原則が国際課税の常識的な原則とされてきた。

内国法人(a domestic corporation)又は居住法人(a resident corporation)に対する法人税の課税ベース(tax base)に関する原則について、(i)全世界所得(world-wide income)とする国(全世界所得課税の国)と(ii)国内源泉所得(domestic source income)に係る所得に限定する国(領土主義課税の国)に分かれる。

ピュア全世界所得課税原則では、内国法人がその外国支店等の PE を通じて取得する直接的国外所得はもとより、その所有・支配する外国子会社等を通じて取得する間接的国外所得も当期課税の課税ベースに含めるが、現在全世界所得課税の代表的な国とされる米国でさえ、外国支店等を通じる直接的国外所得には当期課税を行うが、外国子会社等を通じる間接的国外所得は配当されるまで当期課税の課税ベースに含めないという「課税繰延」を認めるので、逆に配当されない限り課税されない。その意味では、米国は、ハイブリッド全世界所得課税の国と分類されることがある。

日本や英国は、米国に類似した全世界所得課税の国であったが、外国子会社配当益金不算入制度を導入したため、いまや領土主義課税(territorial taxation)原則の国として分類される。日本のように外国子会社配当という一定の国外所得を免税とする国は、厳密にいえばハイブリッド領土主義課税の国とされる。

現在、表 2 のとおり OECD 加盟国 34 か国のうち 26 か国が領土主義課税の国となり、全世界所得課税の国は 8 か国のみと少数派になった。

表2 OECD 加盟国の基本的な課税原則

全世界所得課税の国	チリ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、韓国、メキシコ、ポーランド、米国
領土主義課税の国	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、日本

国際的二重課税の排除は、国際課税では誰も否定しない命題であり、全世界所得課税の国は、内国法人の外国PEのみでなく外国子会社等の国外所得に対して、領土主義課税と異なり、課税権を放棄せず、配当された部分について課税ベースに含めるが、配当の基となる外国子会社等の利益に対する外国税については、国際的二重課税を排除するため、直接外国税額控除(direct foreign tax credit)のほか、間接外国税額控除(indirect foreign tax credit)を認めている。

国際的二重課税の完全な排除のため控除限度額を定めない「完全税額控除方式」も理論的にはあり得るが、現実には自国の法人税率の適用範囲内の税額控除に留めるため、一定の控除限度額を設け、その範囲内で税額控除を認める「通常の税額控除方式」を採用している。

米国では、国別限度額方式から所得分類によるバスケット方式に変更し、ブッシュ政権(共和党)時代に2004年米国雇用創出法(American Jobs Creation Act of 2004: AJCA)によりバスケット数を9つから2つに減らし、税額控除要件の緩和を図っている。

(3)領土主義課税(Territorial Taxation)原則

ピュア領土主義課税では、内国法人の外国支店等のPEのみでなく外国子会社等の国外所得について課税権を放棄するので、理論的にはPE所在地国や外国子会社等の所在地国、国外所得の源泉地国で外国税が課されても、国際的二重課税が発生する余地はない。国際的二重課税排除方法としてOECDの認める免除方式(exemption method)には、「完全免除方式」と「累進付免除方式」に分かれると、近年では「参加免税」(participation exemption) 外国子会社配当益金不算入など、一定の国外所得を課税ベースから除外する制度が普及している。

表3 外国子会社配当益金不算入制度の導入状況

免税割合	導入国
100%	オーストラリア、オーストリア、カナダ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ハンガリー、アイスランド、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英國、ロシア
97%	ノルウェー
95%	ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スロベニア、スイス、日本

BRICについては、ブラジル、中国及びインドは、外国子会社配当益金不算入制度を採用していない。

(4)外国子会社合算課税制度(CFCルール)

ピュア領土主義課税原則によれば、内国法人の外国支店等のPE、内国法人の外国子会社等の利益やそれを原資とする外国子会社配

当に対し、居住地国がこのような直接的・間接的国外所得に課税権を及ぼす理由はない。

ピュア全世界所得課税原則によれば、内国法人の外国支店等の PE、内国法人が所有し支配する外国子会社等の利益に対し、居住地国は居住ベースの課税権を等しく及ぼすことができる。

しかし、米国は、全世界所得課税原則を採用するといいながら、法的に分離独立した外國法人である外国子会社等の利益（国外源泉所得）については、米国に配当されない限り課税しないという「課税繰延」(tax deferral) を原則として認めている。したがって、配当されない外国子会社等の利益は、事実上、領土主義課税と同様に、当期課税（発生時課税）を受けるべき課税ベースから除かれることになる。

ところが、米国では、1961 年にケネディ政権（民主党）が内国法人の国外源泉所得（foreign source income）について「課税繰延」の廃止を主張し、議会との妥協の結果として、1962 年タックス・ヘイブン対策税制としてサブパート F という CFC ルールを導入した。その後、ドイツが 1972 年、日本も 1978 年、フランスが 1980 年、英国が 1984 年に CFC ルールを導入した。米国及びドイツは所得別課税であるが、日本及びフランスは事業体課税、英国は 2013 年に事業体課税から所得別課税・帰属課税に移行した。現在、表 4 のように他の多くの国が CFC ルールを導入している。

表 4 CFC を導入している国の例

アルゼンチン（ブラック・リスト方式）オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本、韓国、リトアニア（ブラック・リスト方式）メキシコ（ブラック・リ

スト方式）ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル（ブラック・リスト方式）南アフリカ、スペイン、スウェーデン、トルコ、英國（ホワイト・リスト方式）米国、ベネズエラ（ブラック・リスト方式）

しかし、「税の競争」が展開される中で、表 5 のとおり、CFC ルールを有しない国又は CFC ルールがないことを「魅力ある税制」としてアピールしている国も多い。

表 5 CFC ルールを有しない国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、コロンビア、キプロス、チェコ、エクアドル、ジブラルタル、ギリシャ、香港、インド、アイルランド、ラトビア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、イスス、台湾、タイ、ウクライナ、ウルグアイ、ベトナム

米国は、居住ベース課税原則に基づく全世界所得課税について外国子会社等の利益に対する米国税の課税繰延を一般に認めながら、一定の要件の下でこれを否認する制度として CFC ルールを創設した。

しかし、表 4 が示すように、CFC ルールを導入している国の中、全世界所得課税の国は、米国のほかイスラエル、韓国及びメキシコだけであり、広義の領土主義課税の国でも、オーストラリア、カナダ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、英國及び日本は CFC ルールを有する。

これらの領土主義課税の国については、国外所得に対する課税権を放棄しているため、

CFC ルールの趣旨が米国導入当初のように「課税繰延」の防止ということはできない。これら欧州主要国の CFC ルールの趣旨を米国と比較すると、表 6 のように、本来国内源泉所得となるべき利益が BEPS によって国外所得とされた場合にこれを自国の課税ベースとして取り戻す租税回避防止制度という特色がみられる。

日本は、CFC ルールを導入した当時は全世

界所得課税原則を採用していたので、米国と同様、一般に認める外国子会社利益に対する課税を本国に配当されるまで繰り延べることとしていたが、大蔵大臣告示によるブラック・リストに掲名された特定の軽課税管轄に設立した外国子会社利益については、「課税繰延を利用した租税回避」とする事業体課税を行うこととしていた(1992 年にブラック・リスト方式から客観基準に転換)。

表 6 欧米主要国の CFC ルールの特色

国名	基本的課税原則	CFC ルールの趣旨	CFC 課税方式	導入時期
米国	全世界所得課税	米国税を逃れるために課税繰延制度を利用する国外所得に対する課税	所得別課税	1962
英國	領土主義課税	当初は軽課税管轄の CFC の所得蓄積と事業利益を作為的に英国から CFC に移転する租税回避の防止であったが、近年は、多国籍企業が利益の稼得の場所を英国外とすることを防止する税収確保	事業体課税から帰属課税に変更	1984 (2013 改正)
ドイツ	領土主義課税	国外所得の課税を逃れるため軽課税管轄に設立した中間会社の能動的所得以外の所得に課税	所得別課税	1972
フランス	領土主義課税	国外所得の租税回避とその本国償還の免税の二重利用の防止	事業体課税	1980

EU では、EC 条約により 4 つの基本的自由（商品、労働、資本の移動の自由、設立の自由）を保障し、これを妨げる各国の国内法は EU 域内では無差別待遇の原則に違反するので無効とされる。

欧洲司法裁判所(ECJ)は、EC 条約の番人として、単一市場の構築を妨げる各国租税法について、間接税のみならず、直接税について

も介入し、税制調和 (Tax harmonization)、更に税の統合 (Tax integration) を志向する欧州委員会を支えている。

各国が、国際的タックス・プランニングによる国際的租税回避を防止するために導入した代表的な制度(CFC ルール、過少資本税制、LOB 条項など)は、いくつかの ECJ 判決⁽⁵⁾によって EU 域内で適用することは困難にな

り、国内法の改正を余儀なくされた。

ECJ は、(i)差別の禁止、(ii)差別が正当化される理由、(iii)基本的自由に対する違反、(iv)移転価格税制と過少資本税制、(v)グループ・リリーフ、(vi)CFC ルール、(vii)クロスボーダー配当、(viii)資本移動の自由、(ix)租税条約などについて、各国の国内法や租税条約に影響を与えていた。

CFC ルールについては、Cadbury Schweppes v. HMRC(C - 196/04)において、ECJ は、「CFC ルールは原則として EU 法に違反するが、各國税制の裏をかくために意図された“wholly artificial arrangement”に関しては正当化される。」といい、「EU 域内の軽課税管轄に法人を設立することはそれだけでこのようなアレンジメントに当たらない。このようなアレンジメントが存在するか否かは、国内裁判所が判断することである。」と判示した。

英国は、(i)CFC ルール、英國法人の外国支店の課税、法人グループのキャピタル・ゲインの取扱いに関する見直し、(ii)英國法人の取得する国外所得の課税の見直し、(iii)次の ECJ 判決に対応する国内法の見直しを迫られることになった。

- Marks & Spencer plc v. Halsley (C 446/03)
- Franked Investment Income/Foreign Dividend Group Litigation (C-446/04)
- Cadbury Schweppes plc v. HMRC (C-196/04)
- Thin Cap Group Litigation (C 524/04)

英國は、2007 年から法人税改革のロードマップを示し、EU 加盟国である利点を生かし、領土主義課税への転換、法人税率の引下げ(28%から 23%、更に 21%へ)を行い、いわゆる「魅力ある税制」(attractive tax regimes)により欧洲中間持株会社又は世界規模の究極的な持株会社を誘致するベネルクスと同様に「導管国」(a conduit country)

となる法人税改革を行った。

英国は、ビジネス界の意見を取り入れ、領土主義課税との整合性、現代ビジネス対応と国際競争力を強化するため、CFC ルールについて改正し、多国籍企業が利益の稼得地を英国外とすることを防止する制度と位置づけた。英国は、事業体課税方式から「帰属課税」へ変更し、適用対象となる軽課税管轄の判定税率(トリガー税率)を英國法人税率の 75% (17.25%→15.75%) とし、対象株主は課税対象利益の 25%以上を割り当てられる英國居住法人とし、対象外国事業体は英國居住者によって支配される非居住法人とする。英國 CFC ルールでは、次の CFC Charge Gateway を通過した総利益 (Assumed total profits) である。

- ・英國の重要な人的機能に帰属する利益
 - ・非事業金融利益 (non-trading finance profits)
 - ・事業金融利益 (trading finance profits)
 - ・キャプティブ保険 (captive insurance)
 - ・金融機関の特例 (solo consolidation)
- 英國 CFC ルールでは、次の適用除外を認めている。
- ・適格融資契約から生ずる利益
 - ・適格原資による融資
 - ・適用除外管轄
 - ・少額利益・低利益率・税率
 - ・適用除外期間 (最初の 12 か月)

4 . 全世界所得課税から領土主義課税への転換

(1) 日本と英國の領土主義課税への転換

日本は、平成 21 年税制改正で外国子会社配当益金不算入制度を導入し、ハイブリッド領土主義課税の国となり、英國は 2007 年から法人税のラディカルな変化を始め、2009 年 7 月から英國源泉配当のみならず外国源泉配当も、租税回避防止規定が適用されない限り、法人税を課されないこととした。また、

英国法人の支払配当は、その受取者の居住地国にかかわらず、源泉徴収税を課されず、英國法人は非課税キャピタル・ゲインを非課税配当の形で外国親会社に支払うことができる。

英國財務省 (HM treasury)・HMRCは、2007年6月に国外利益の課税について討議文書を公表し、産業界との協議を開始し、2008年7月にその結果を反映したテクニカル・ノートを公表し、2008年12月9日に立法案“Taxation of the Foreign Profits of Companies : Draft Provisions”を公表し、(i) 外国子会社配当免税、(ii)CFC ルール改正、(iii)外国支店免税、(iv)資本の国際移動、(v) 負債のキャッピングなどに関する税制改正を進めている。

英國財務省・HMRCは、2011年11月報告書“Corporate Tax Reform : Delivering a More Competitive System”を公表し、次の法人税改革ロードマップを示した。

- ・法人税率の引下げ
- ・CFC ルールを競争力のある制度に改正
- ・イノベーションのためパテント・ボックスの創設と R&D 税額控除の維持
- ・外国支店利益に対する法人税の選択的免税

(2)米国の領土主義課税への転換論

米国では、米国国際課税の基本原則である全世界所得課税（課税繰延を認めるハイブリッド全世界所得課税）と外国税額控除から成る現行制度を領土主義課税に転換するかどうかについて繰り返し議論が交わされてきた。

米国の欧米貿易戦争⁽⁶⁾における敗北

米国は、CFC ルール導入後も、その適用外となる制度として、米国国際販売法人 (domestic International Sales Corporation : DISC)、外国販売法人 (Foreign Sales Corporation : FSC) 及び域外所得 (Extra - Territorial Income : ETI) 除外制度を有していたが、歐州諸国はこれらを禁じられた国家補助 (State Aid) として否定し、世界貿易機

関 (WTO) によりクロ判定（違法な輸出補助であるという判定）を行った。このとき、米国サイドでは、米国税制を WTO の国家補助禁止原則に違反すると非難する欧州こそ領土主義課税により国外所得を課税ベースから除外することを効果的な輸出振興税制 (effective export tax incentive) として利用しているのではないかと感じ、欧州と同様に米国も領土主義課税に転換すればよいという議論が台頭してきた。

全米外国貿易協議会 (NFTC) の領土主義研究グループ

この時点で米国トップクラスの 32 企業から成る “National Foreign Trade Council, Inc.”(NFTC) の「領土主義研究グループ」⁽⁷⁾ が、米国の競争力、WTO に対する対応、税制簡素化及び執行などを検討し、2002 年 11 月 6 日に報告書⁽⁸⁾をまとめた。この検討は、欧州の領土主義課税をモデルとした次の特性を持つ制度の導入について行われた。

- (i) 免税対象は、外国支店利益と外国子会社の能動的事業所得の配当の双方（能動的国外源泉所得とすること）
 - (ii) 免税適格所得は、すべての能動的事業所得、ミニマム・レベルの外国所得税を課される能動的事業所得、又は米国との租税条約締結国で稼得された能動的事業所得に限定されること
 - (iii) 免税されない能動的国外所得及び免税されない「外国源泉徴収税を課される所得」は、外国税額控除を受けることができること
 - (iv) 間接費用の配賦と免税所得に配分される控除項目の否認を定めること
 - (v) 100% 免税ではなく、95% 免税とすること
- 米国ビジネス界の検討において、能動的国外所得を有する米国企業が米国法人税率によらず著しく低い源泉地国税率で課税されることにより米国企業の競争力が改善されるが、

国外所得非課税による課税ベース縮小化によって米国税収が著しく減少するだけでなく、どの国の課税も受けない納税者と、どの国でも配賦された費用の控除を受けられない納税者が存在する状況が生ずる。このような税収減少を最小化し、所得及び費用の内外配分ルールを適正化するには、税制が複雑になる。

NFTC は、検討の結果、現行税制の改善は、領土主義課税の導入でなく、課税繰延と外国税額控除の組合せの改正によるべきであるという結論を出した。

米国両院合同経済委員会の法人税改革案

WTO は、「米国 FSC は禁止される輸出補助に該当する」との決定を下し、これに対応するため、米国議会は、2000 年 9 月 30 日 FSC 制度を廃止し、これに代わる域外所得（ETI）除外制度を導入した。

米国は、ETI 除外制度により外国貿易総収入に係る総所得を「域外所得」として除外したが、EU は「米国 ETI は「除外」(exclusion) でなく「通常支払うべき税の免除」(an exemption from taxes that would be otherwise due) である。」と主張し、米国産品に対する通商制裁（報復関税）を科すことを承認するように WTO に要請し、WTO は(i) 輸出補助、(ii) 輸出関連性、(iii) 二重課税回避方法の 3 つの争点を審査し、クロ判定を行い、2002 年 8 月に EU が対抗措置として 40 億ドルまでの対米制裁を探ることを承認した。ちょうど米国大統領選の年 2004 年 3 月 1 日に EU は、米国産品に 5% の制裁関税を適用し始め、1 年間の各月に 1% ずつ引き上げると圧力を強めたため、ブッシュ政権は 2004 年 10 月 22 日米国雇用創出法 (AJCA) を成立させ、ETI 除外制度を廃止した。米国は、代替策として、米国生産活動所得 (Domestic Production Activities Income) の所得控除制度を導入した (IRC199)。

このような背景の下で、法人税改革論議が活発に行われた。

米国両院合同経済委員会 (U.S. Congress Joint Economic Committee : JEC) は、2005 年 5 月、報告書 “Reforming the U.S. Corporate Tax System to Increase Tax Competitiveness” を公表した。

JEC は、米国法人税制の重要な経済問題（雇用、R&D、生産及びサービス）を検討し、米国の「税の競争力」の向上を期す法人税改革案の導火線となる提案を示した。

JEC は、米国の租税政策を(i)効率、(ii)公平、(iii)簡素の 3 基準で評価し、米国税制の改革案として、(i)領土主義税制、(ii)消費課税、(iii)個人所得税と法人所得税との統合、(iv)法人税率の引下げ、(v)代替的ミニマム・タックスの廃止、(vi)法人所得税の廃止について検討している。

大統領税制改革諮問パネルにおける領土主義課税への転換論

ブッシュ政権（共和党）は、2005 年 1 月 7 日、大統領令 (Executive Order) によりバイパルチザン税制改革パネル (President's Advisory Panel) を設置した。同パネルは、2005 年 11 月 1 日、報告書 “A First Step: Report of the President's Tax Reform Panel”⁽⁹⁾ を公表し、国際課税の抜本的改革案として、(i) 簡易所得税案 (Simplified Income Tax Plan: SIT) と(ii) 成長投資税案 (Growth and Investment Tax Plan: GIT) を勧告した。

これらの案は、全世界所得課税の米国と領土主義課税の欧州諸国との競争について、SIT と GIT のいずれの案も米国の競争力を支える平等な競争の条件を整備することによって米国国際課税制度の経済的な歪みを減らし不公正を是正する意図に基づき「米国国際課税制度の大転換」を提案した。

SIT は、米国法人の CFC の能動的収益からの配当や外国支店について領土主義課税原

則を適用し米国税を免除する案であり、GITは、課税ベースとして米国消費を用い、外国ベース多国籍企業が米国に投資する租税誘因措置を提案するものである。

国外源泉所得のコンプライアンス・リスク

ブッシュ政権（共和党）時代に領土主義課税への移行、国外所得免除制度の導入について議論は行われたが、結局、これを実施するに至らなかった。現在のままでも、国際的タックス・プランニングを行う多国籍企業としては国外関連者を通じて稼得する能動的事業所得（active business income）に対する米国税の事実上の回避は、ハイブリッド全世界所得課税の下でも「課税繰延」の利用で十分行うことができるうえ、「国外費用・損失を損金計上すること」ができるので、全く痛痒を感じないという説があった。2003年度の米国法人は2050億ドルの国外源泉所得を申告したが、これは米国法人の全世界所得4250億ドルの約2分の1に相当する（IRS Corporate Foreign Tax Credit, 2003, Statistics of Income Bulletin, Fall 2007）。

しかし、国外所得の課税について、2009年政権交代後、米国の論調は風向きを変え始めた。

オバマ政権（民主党）の下で、米国ベース多国籍企業の国外源泉所得に対する課税についてコンプライアンス・リスクが国際課税の問題となり、移転価格課税や可動性のあるパッシブ所得に対する租税回避防止規定の強化に議論の矛先が向けられるようになった。

民主党上院議員カール・レヴィンは、2005年、2007年、2009年及び2011年、Stop Tax Haven Abuse Act 法案⁽¹⁰⁾を提出し続けている。

GAO（U.S. Government Accountability Office）は、上院財政委員会への報告書“International Taxation: Study Countries

that Exempt Foreign Source Income Face Compliance Risks and Burdens Similar to Those in the United States”（GAO-09-934, Sept. 2009）において、これまでの議論に欠落していた(i)税務行政、(ii)納税者のコンプライアンス及び(iii)コンプライアンス・コストについて、(i)領土主義課税の国がどのような種類の国外所得を免除し、どのようなルールで免除所得を管理しているか、(ii)国外源泉所得に課税する場合のコンプライアンスとコンプライアンス・コストはどうか、を調査研究した。ここで、コンプライアンスの問題は、次のことをいかに担保することができるかという視点で取り上げられている。

(i)内国法人が国外源泉所得に対する米国税を申告納付すること

(ii)内外法人が国内源泉所得の海外移転によって米国課税ベースを侵食しないこと

税率の差異と所得の種類によって異なる課税方法を利用する国際的タックス・プランニングでは、一般に、(i)高税管轄から軽課税管轄への所得移転、(ii)軽課税国から高税管轄への費用・損失の移転、(iii)課税される種類の所得から免税される所得への変換による租税回避スキームが考案される。このような租税回避スキームは、各国の国内法、租税条約及びEU法令などを利用した合法的なものが多い。

特に次の4つの制度についてコンプライアンス・リスクがあり、納税者に多額のコンプライアンス・コストを負担させている。

- ・移転価格課税
- ・CFCルールほか租税回避防止規定
- ・外国税額控除
- ・費用・損失の控除

各国は、経済競争力を維持し、二重課税の排除を考慮しつつ、自国の課税ベースを確保するため、上記4つの分野で多様な政策課題を解決するルールの確立に努めている。各国のこの4分野における法令は、(i)多国籍企業

が移転価格操作を行い、(ii)国内のパッシブ所得のリロケーションを行い、(iii)外国税額控除を濫用し、(iv)自国の税を不当に減少する方法で費用・損失を配分することを防止することによって、自国の課税ベースの侵食

(base erosion)を食い止めようとしている。そのため、例えば CFC ルールなどでも、納税者は重いコンプライアンス・コストを課されることになっている。

表 7 国外源泉所得の課税または免税の方法 (GAO の調査)

所得の種類	支払者	オーストラリア	カナダ	フランス	ドイツ	オランダ
賃貸料・使用料 利子	外国子会社	課 税	課 税	課 税	課 税	課 税
	非関連者	課 税	課 税	課 税	課 税	課 税
非適格国外源泉配当		課 税	課 税	課 税	課 税	課 税
適格国外源泉配当		100% 免 除	100% 免 除	95% 免 除	95% 免 除	100% 免 除
外国支店能動的所得		100% 免 除	課 税 · F T C	100% 免 除	課 税 · F T C	100% 免 除
外国子会社株式譲渡のキャピタル・ゲイン		100% 免 除	50~100% 免 除	95% 免 除	95% 免 除	100% 免 除
租税回避防止規定による国外収益の帰属		課 税 · F T C	課 税			

例えば、無形資産の移転価格操作には大きいコンプライアンス・リスクがあり、納税者に重いコンプライアンス・コストが課されている。そのようなコンプライアンス・リスクとコンプライアンス・コスト及び行政・司法コストの節減のための知恵として、事前確認 (Advanced Pricing Arrangement: APA) や事前価格決定合意 (Advanced Pricing Agreement: APA) が多くの国でも発達してきた⁽¹¹⁾。ただ、税務当局の守秘義務、弁護士・公認会計士等の職業上の守秘義務により内容が公開されないため、その適正な手続が法定されない場合には、特定の利益グループにより税務当局に圧力がかけられるリスクが常に潜んでいる。

領土主義課税の普及に伴い、CFC ルールの趣旨は、全世界所得課税における「課税繰延」の防止でなく、国内源泉所得になるべきものが国外に移転されること (profit shifting) を防止する規定に変わってきた。この事実は、2013 年の英国 CFC ルール改正 (事業体課税から帰属課税への改正) にも示されている。

米国ビジネス界における領土主義課税への論調の変化

先に米国ビジネス界の声として NFTA を取り上げたが、保守的なロビーストとみられる Business Roundtable (以下「BRT」という。)の動向を見ると、論調に大きい変化がみられる。

2010 年 PWC は、BRT のため OECD10 か国と新興国 4 か国、合計 14 か国の国際租税制度の報告書“*A Comparison of Key Aspects of International Tax Systems of Major OECD and developing Countries, May 10, 2010*”を発表した。

これを踏まえ、BRT は、2011 年に報告書“*Taxation of American Companies in the Global Marketplace: A Primer*”を公表し、課税繰延の拡大を主張する NFTC と異なり、米国法人税改革の方向として次の観点から「法人税率引下げ」と「領土主義課税への転換」を主張した。

- ・米国の現行税制（高税率による全世界所得課税制度）は先進国における異端者になっている。
- ・米国のグローバル市場における競争力の強化が必要である。
- ・米国の全世界所得課税では領土主義課税と競争できない。

米国議会調査局（CRS）の法人税制改革論⁽¹²⁾

米国議会調査局（CRS）は、領土主義課税への移行に関し、2012 年に報告書“*Moving to a Territorial Income Tax: Options and Challenges, July 25, 2010*”を公表した。本報告書は、次の検討課題を掲げ、(i)現行国際租税制度の仕組み、(ii)国外源泉所得の規模と分配と課税、(iii)領土主義課税の検討課題、(iv)領土主義課税の制度設計、(v)領土主義課税移行案の代替案（課税繰延廃止、包括限度額方式の FTC の廃止と国別限度額方式の採用、公式配分方式（formulary apportionment: FA）の導入など）を検討している。

- ・所得の本国への還流を抑制する原因
- ・改正により米国投資の方向をどの程度変わられるか
- ・作為的な所得移転（artificial profit shifting）の防止に効果があるか

- ・執行上の問題とコンプライアンスの問題
- ・税収効果

CRS は、現行制度の問題を検討するための基礎となる「国外源泉所得の規模と分配」の現状について、個別申告書データが利用できないので、IRS、経済分析局及び商務省の公表データによる分析を用いている。多国籍企業のビヘイビアとして、国外所得の本国償還が無作為に行われるだけでなく、FTC で救済される場合には償還するが、そうでなければ償還しないという傾向があることを認識している。

- (a) 実現した国外源泉所得の分配は、FTC を請求する企業について表 8 のとおりであるが、国外源泉純所得は 2008 年 4134 億ドルであった。

表 8 米国で実現した国外源泉所得の分配（2008）

所得の種類	課税所得の構成比(%)
支払配当	22.2
合算所得(サブパート F)	16.5
みなし税(グロスアップ)	16.9
輸出所得	3.5
使用料・ライセンス料	25.7
IC-DISC	0.0
その他	15.2
合 計	100.0

- (b) 課税繰延所得（deferred income）が実際にどのくらいあるのか、CRS の推計では、国外源泉所得の 2 分の 1 程度は米国税を課されるべきであるが、当期に米国に還流される金額は外国子会社の能動的事業所得の 4 分の 1 に満たないとみられている。

商務省の産業別法人所得データでは、税引後の国外所得は 2008 年 5820 億ドル、外国税引後の分配の割合は配当 15.7%、サブ

パート F 12.0%、合計 27.8% にすぎない。繰延所得の割合は CFC のロケーションによって異なる。

- (c) 税額の源泉をみると、国外源泉所得のうち使用料や直接支払の所得のシェアが大きいが、国外源泉所得に対する米国税の実効税率は、2008 年 5% にすぎない。税額でみると、使用料は過大な税額控除で米国税を免れている。

表 9 国外源泉所得に係る税収の源泉の推定（2000）

所得の種類	納付税額の構成比(%)
非金融サービスの配当	10.2
金融サービスの配当	2.4
能動的使用料、利子及び輸出（非金融業）	33.9
金融、支店所得	18.1
金融、利子	18.1
パッシブ所得（サブパート F 所得）	16.5

（出所：Harry Grubert and Rosanne Altshuler *Corporate Taxes in the World Economy: Reforming the Taxation of Cross-border Income* MIT Press, 2008）

- (d) 領土主義課税への移行につき検討すべき課題として、CRS は特に(i)国外源泉所得の償還に関する効果、(ii)投資先のロケーションに対する効果、(iii)作為的所得移転に対する効果、(iv)税務執行及びコンプライアンスに関する問題、(v)税収効果などを取り上げた。

CRS は、領土主義課税への転換が国外源泉所得の本国還流に及ぼす効果は微々たるものとみている。

投資先の決定には外国税制が影響を与えるが、CRS は、「企業投資に対する税を等

しくするには居住地国ベースの税制によることになり、外国税額控除限度額が必要になるとすれば、課税繰延を排除し、国別限度額方式によればかなり等しくなる。世界的効率でなく米国福祉（national welfare）の最大化を目的とする場合には外国税の損金算入の方が理に適う」という。

領土主義課税への移行について、CRS は慎重論を唱える。

諸外国が外国子会社に課税していないから米国企業も海外で競争できるように外国子会社に課税すべきでないという主張は経済分析による主張ではないという。

CRS は、「米国の所有する資本の総額とその資本の配分は別問題であり、ロケーションが異なる資本に等しい課税を行う制度の効率性が高い」と論じている。ただし、米国企業の国外源泉所得の税負担を左右する投資のロケーションについては、本部の海外移転やインバージョンの誘発や無形資産の海外利用の阻害についての懸念も議論されている。

- (e) 現行税制の下で行われている多国籍企業の国際的タックス・プランニングによる BEPS は、領土主義課税に転換しても改善されることはないとみられる。現在、企業の対外投資が税務当局に把握される場面は課税繰延と外国税額控除の申告情報のみであるので、領土主義課税への移行により国外所得の申告が不要になれば、対外投資、特に軽課税国への投資が急増する可能性がある。

逆方向の改革案（課税繰延制度の廃止、クロス・クレジットの廃止、国別限度額方式への移行）は、米国の対外投資を減らす可能性がある。所得移転は、主としてレバレッジ（高税国における借入）と無形資産所得のロケーションの移転を通じて行われている。CRS は、領土主義課税により所得

移転が増加するとみている。

問題は無形資産のロケーションであり、現行課税繰延と過大な FTC によって保護されている使用料に係る所得移転は、領土主義によって保護を剥がされるとき、使用料課税が増加することになるため、無形資産を外国子会社に移転するインセンティブが高まることになる。この懸念につき、CRS は使用料の租税回避スキーム(例えばダブル・アイリッシュ・アンド・ダッチ・サンドイッチ) では各国税制の差異を利用するものであり、このような税制の差異を排除するには、使用料の国外税額控除限度額のバスケットと組み合わせて課税繰延を排除するよう改正するほかないと述べている。

5 . 米国国際課税原則（全世界所得課税から領土主義課税へ）転換の諸提案

税制改革は、米国議会では絶えることのない課題であるが、米国企業の国外所得に対する米国税のあり方について、ブッシュ政権の大統領税制改革諮問パネル報告書(2004) の後も、議論が続いてきた。

過去の主要な税制改革案には、次のようなものがあるが、その多くは全世界所得課税の強化に関するものであった。

- ・ 1918 年 外国税の損金算入から無制限税額控除制度の導入
- ・ 1921 年 外国税額控除の包括的限度額の導入
- ・ 1932 年 国別限度額の導入
- ・ 1976 年 国別限度額の廃止とパッシブ所得と能動的所得に区分するバスケットの導入
- ・ ケネディ大統領・カーター大統領の課税繰延廃止案 (サブパート F の創設)
- ・ 1970 年代の Burke Hartke 法案 (H.R. 10914, S.2592) の課税繰延廃止案
- ・ 1986 年 レーガン税制改革における国別限度額の導入案
- ・ 2004 年 AJCA によるバスケット数の減少

- ・ 2007 年 下院歳入委員長 Rangel 法案(繰延所得に親会社の支払利子等の費用を配分) Foreign account Tax Compliance Act of 2009.
- ・ 第 111 回 議会 Wyden Gregg 法案 (Bipartisan Tax Reform Act of 2010) 特に領土主義課税への移行については次の提案がある。
 - ・ 2011 年 10 月 下院歳入委員長 Dave Camp (R-Michigan) の提案
 - ・ 上院議員 Michael B. Enzi の法案 (S. 2091)
 - ・ National Commission on Fiscal Responsibility and Reform (NCFRR) 国外源泉所得に対する課税の強化案としては、次の移行案がある。
 - ・ 上院議員 Wyden and Coats の法案 (S.727)
 - ・ オバマ大統領の予算案 (FY2013)

6 . 国際課税原則 (SA から FA へ) 転換の問題

大戦後世界経済のリーダーとなった米国の資本力を背景に、米国企業は世界各地に進出していった。

米国企業が多数の外国に設立した子会社を通じて米国の権益を拡大するため、国外所得に対する課税繰延を認め、FTC によって国内投資と国外投資に対する税負担を等しく扱うようにみえて事実上国外所得には当期課税を行わないという米国の国際課税ルールは、米国企業の対外直接投資 (FDI) にドライブをかけた。企業の国際化に伴い、同一企業グループ内で利益が内国法人に帰属すれば当期課税されるが、同一利益を外国子会社に帰属させれば米国の当期課税を回避できることから本来米国に帰属すべき利益を外国子会社に帰属させる取引が発達することになり、このような利益の移転 (profit shifting) を防止する必要が生じた。

米国では法人税は累進税率構造を有するが、戦費調達のため法人に対する超過利得税 (excess profit tax) が課された。超過利得税

のトップ税率は、第一次大戦では 1917 年 60%、1918 年 80%、第二次大戦では 1940 年 50%、1941 年 60%、1942 年 90%、1943 年 95%、朝鮮戦争では 1950~53 年 70%、石油危機では 1991 年 40% である。これを回避する企業行動は、会社の分割と会社間の利益移転であった。米国ではこのような企業行動に対し、連結納税制度と移転価格税制の導入により対処した。

財務省内国歳入局 (Bureau of Internal Revenue: BIR) は、1917 年に関連会社間の所得の分配と連結納税に関する権限を付与されたが、1928 年歳入法 (Revenue Act of 1928) 45 条が移転価格税制を規定していた。1954 年税法が法典化されたとき、内国歳入法典 (Internal Revenue Code: IRC) 482 条として移転価格税制が規定され、その法律の委任を受けて、財務長官は、1968 年財務省規則を制定した。

米国の移転価格税制は、独立企業原則 (arm's length principle : ALP) に基づいて構築された。

移転価格税制は、その後世界各国でも採用され、フランス (1933 年一般租税法典 57 条)、英国 (1970 年所得税・法人税法 485 条)、ドイツ (1972 年国際取引課税法 1 条)、OECD1979 年報告書 (移転価格と多国籍企業)、日本 (1986 年) などの移転価格税制の基礎となり、いま国際課税の重要な国際基準の一つとなっている。

米国の国内における企業の 50 州に及ぶ関連企業間取引 (州際取引) に対して州税レベルでは企業グループを統合されたユニタリー企業 (integrated unitary enterprise) として捉え、一定の要素 (資産、労働及び売上高) を用いて法人所得税又はフランチャイズ・タックスが課されている (これをユニタリー・タックスという。)。ユニタリー・タックスは、公式配分方式 (formulary apportionment approach) を採用しており、

関連企業グループを全体として単一の企業と捉える。

米国内で事業を行う外国法人や外資系企業に対する法人所得税では、総合商社など多額の米国売上高があるにもかかわらず、所得が小さいために州税収の確保ができないことからユニタリー・タックスにより州税の確保を図る傾向がみられる。州税収の不足からの増税か公共サービスのカットかという選択を迫られた州税及び地方税の納税者による 1970 年代有名な「納税者の反乱」が起こった。カリフォルニア州はユニタリー・タックスの外延を国境を越えて、外国法人や外資系企業のユニタリー・タックス課税に着手し、世界規模の利益を世界規模の各要素におけるカリフォルニア州の比率によってカリフォルニア州に割り当てる方式を適用しようとした。この動きは全米各州に広がっていったので、日本及び英国などはこれを防止するための対応に追われた。結果的には、ユニタリー・タックスの適用は、国境内に限定する「水際ルール」(water-edge rule) が採用された。

しかし、このような FA の採用は、米国の連邦税法にもかなり採用されている。

- ・外国法人が米国支店の課税所得の算定において FA でその米国法人に配賦される支払利子を計算すること (Reg. 1.882-5)
- ・外国税額控除の計算において米国法人は FA を用いて支払利子を国内源泉所得と国外源泉所得に配賦すること (IRC864€, Temp. Reg. 1.861-9T~13T)
- ・米国支店を有する外国法人は他の所得控除について FA で米国の課税所得を計算すること (Reg.1.861-8(a))
- ・R&D についての特別ルール (IRC864(f), Reg. 1.861-8(e)(3))
- ・本店の一般管理費の配賦についての特別ルール (Reg.1.861-8(e)(4)~(8),(g))
- ・総所得を FA で国内源泉所得と国外源泉所得に区分する権限の財務長官への付与

(IRC863(a))

- ・特定種類の所得の一部を国内源泉所得とし一部を国外源泉所得に配分するための FA で源泉を決定する権限の財務長官への付与 (IRC863(b))
- ・運輸・通信の所得について FA で国内外源泉所得の源泉を決定する権限の財務長官への付与 (IRC863(c), IRC863(e))

米国企業は、パクス・アメリカーナ時代を通じ世界規模で活動を行う国際企業となり、M&A で他国の国際企業と一体化を繰り返し、やがてグローバル企業（このような企業を多国籍企業（Multinational Companies: MNC という。））になっていく。この米国企業発展のプロセスの過程で、1960 年代当初から米国は IRS に「国際調査班」(international examiners group) を設置し、移転価格税制の適用対象の重点を国内における州際取引から国際取引に移していく。

1980 年代、日本企業も米国移転価格課税の洗礼を浴びることになった。1986 年レーガン税制改革で米国は IRC482 第二文としていわゆるスーパーイヤルティ条項（所得相応性基準）を導入したが、日本は同年漸く移転価格税制を導入した。移転価格税制は、いま多くの国で採用されている。

移転価格税制については、米国で開発され、各国で発展した独立企業原則（ALP）をベースに OECD でも議論され、1995 年 OECD 移転価格ガイドラインが国際的コンセンサスとして公表された。

発展途上国でも、多国籍企業による所得移転で多額の税収ロスが生じているという認識が高まり、課税ベース侵食と利益移転を防止するため、移転価格操作への対策に取り組むことになる。このような必要性を反映して、2001 年国連も “Ad Hoc Group of Experts on International Cooperation in Tax Matters” で移転価格ガイドラインの策定を目指すこと

になった。

自由主義経済の下で各國の為替規制その他の規制を除去し国際貿易・国際投資を促進するため、各國は関税をはじめ種々の障害を除去する努力として、投資協定（Bilateral Investment Treaty:BIT）、自由貿易協定（Free Trade Agreement:FTA）、経済連携協定（Economic Partnership Agreement:EPA）環太平洋パートナーシップ協定（Trans Pacific Partnership Agreement: TPP）などが各地域で締結されている。国際取引の租税障壁（Tax barriers）となる国際的二重課税の排除については、各國が二国間租税条約のネットワークの拡大に努めている。

所得課税に関する租税条約は、(i)先進国間租税条約の標準モデルとしての OECD モデル租税条約に準拠するものと、(ii)先進国・発展途上国間租税条約の標準モデルとしての国連モデル租税条約に準拠するものに大別される。各國の課税主権を尊重しつつ国際的二重課税の排除を目的とする点では共通するところがあるが、OECD モデル租税条約ができるだけ居住地国の課税権を強め源泉地国の課税を免除ないし制限するのに対し、国連モデル租税条約はできるだけ源泉地国の課税を強める点で、異なるところがある。このような背景から全世界所得課税の米国では居住ベースの課税を免れるために、大半が多国籍企業のグループ内部取引であるといわれる国際取引を通じて外国関連者に所得が移転されることを防止するために開発された移転価格税制は、外国関連者の所在地国との間で課税権の競合を生じることになり、私的自治の下で自由に行なわれる国際取引の阻害要因となる。したがって、移転価格課税は、(i)税務当局と納税者との課税紛争と同時に(ii)関係国間の課税紛争（財源の争奪戦）を生じることが少なくない。

その結果、経済的二重課税（国際的二重課税）が発生することになる。課税紛争の発生

を防止し、発生した課税紛争を解決する方法として、文書化 (documentation) 事前確認 (advanced pricing arrangement or advanced pricing agreement, APA) 又は仲裁手続 (arbitration) を採用する国が増えてきた。

本来、自国の国内源泉所得となるべき利益のうち移転価格操作 (transfer pricing) によって国外に移転された部分は、ひとり全世界所得課税の国に限らず、領土主義課税の国にとっても、あるいは領土主義課税の国においてこそ、その課税ベースに含められるべきものとしてこれを取り戻す必要があると考えられる。領土主義課税の下で多国籍企業のグループ内の各国で設立された法的主体 (legal entities) を分離独立した事業体とする企業会計 (separate accounting: SA) に基づく独立企業原則 (ALP) を利用した分離事業体アプローチ (separate entities approach) が普及していることを利用する国際的タックス・プランニングにより居住地国の課税ベースの侵食と軽課税国への利益移転の多様な機会が利用されるリスクが高まる。そのような BEPS によるコンプライアンス・リスクに対処するため、各國の移転価格税制又は OECD 移転価格ガイドラインは、当初のいわゆる基本三法などの比較法優先の独立企業間価格算定法から利益法 (利益比準法、利益分割法、残余利益分割法、取引単位営業利益法) 最適方法 (best method rule) の採用へ変化をしていくが、次第に解釈・適用が複雑困難なものになっていく。OECD は、移転価格課税ルールの国際的コンセンサスとして非加盟国にも同様に OECD 移転価格ガイドラインを普及させる努力をしているが、現実には発展途上国としてはこれを理解し、執行する税務当局の能力 (特に人的資源) を超える要求となっている。富の宝庫といわれるアフリカその他の発展途上国としては、多国籍企業やこれに助言するビッグフォア等の税務仲介者の考案する課税ベース侵害と利益移転のスキームに追

いつくことがほとんど困難な状況が認識されるようになった。

さらに、米国では、SA と ALP に対する根強い疑念と州税レベルで長い歴史を持つ公式配分方式 (FA) への転換を促す学説 (その代表は、Reuven S. Avi-Yonah, and Kimberly Clausing “ A proposal to Adopt Formulary Apportionment for Corporate Income Taxation: The Hamilton Project ” March 6, 2012,) が有力になっている。米国では、北米自由貿易協定 (以下「 NAFTA 」という。) が 1992 年 12 月 17 日に署名された (1994 年 1 月 1 日発効) とき、New York University School of Law Tax Review で NAFTA における FA 導入について議論が交わされた。この討論会 (Colloquium) において、例えば Paul R. McDaniel の論文「 北米自由貿易ゾーンにおける公式配分課税 (formulary taxation) 」では、全世界 FTUE (formulary taxation of unitary enterprise) の導入について論じている。また、Brian Arnold and Neil Harris は、“ NAFTA and the Taxation of Corporate Investment: A View from within NAFTA ” (1995, 49 Tax L. rev. 529) において、NAFTA についてもルーディング委員会報告書に類似した示唆をしている。

欧州委員会は、2011 年 3 月 16 日、共通連結法人課税標準指令案 (A Proposal for A Council Directive on A Common Consolidated Tax Base : CCCTB)⁽¹³⁾ を提案した。この提案の目的は、現在 EU 内の事業体が 27 か国の各國税制に準拠して課税ベースを算定しなければならないために生じる管理コスト、コンプライアンス・コスト及び法的不安定性を軽減し、単一市場 (a single market) の投資の障害を除去し、成長と雇用創出の促進を図ることである。提案された CCCTB では、EU における居住法人及び支店の利益の計算、単体の利益の連結、連結された利益の各加盟国への配分方法を提案して

いる。この配分方法は、いわゆる 3 要素（資産、労働及び売上）公式配分方式（Formulary Apportionment Approach: FA）である。この指令案につき、英国は反対、独仏は賛成の立場であるが、9か国以上が同意すると、EU は SA/ALP の国と FA の国に分裂することになる。

OECD は、現在 FA については否定的な立場を採っているが、EU では各国の自由な「税の競争」を抑止し、直接税の統合を図るこの動きは EU 官僚が各国の主権の上に君臨する政治的野望ではないかという冷ややかな見方もないわけではないが、OECD としても、その大半の加盟国を占める EU の FA 導入の動きは看過できない状況になった。

OECD は、移転価格ガイドライン（2010 年版）⁽¹⁴⁾においても、依然として公式配分方式についてその欠点を挙げて拒否しているが、仮に EU 加盟国の 3 分の 1 が CCCTB の提案に賛成したときは、日本企業も SA の国と FA の国にそれぞれ対応することを余儀なくされることになり、OECD のステレオ・タイプの FA 否定論だけでは、現実の税務処理ができなくなる。

このような方向については、複雑困難な独立企業税制の理論と制度の執行がほとんど不

可能になっている発展途上国に歓迎される側面があり、また、国際会計基準の統合の流れにも沿う点もあり、かつ、近年の中国やインドなどの新興国による数千件規模の移転価格課税ラッシュの歯止め策としての方策としても、再考すべき問題を含んでいる。

7. 国際課税原則により生じるループホールを利用したゼロ・タックス・スキームの出現
国際課税原則は、これまで国際取引の租税障壁（tax barrier）となる国際的二重課税（法的二重課税と経済的二重課税の双方を含む。）の排除を目的とし、複数国の課税権の競合を除去し、調整するルールであった。

国際的二重課税排除の方法としては、(i)先進国間の居住地国のみ課税（源泉地国免税又は源泉地国課税の制限）を重視する方法と(ii)発展途上国・先進国間の源泉地国課税を重視する方法に大別されてきたが、いわゆるタックス・ヘイブンのように、居住地国としての課税権も源泉地国としての課税権も放棄する税制が先進国においても race to the bottom といわれる「税の競争」（tax competition）の中で顕著になってきた。「税の競争」は、次のような点で進行している。

第 1 に、法人税率の引下げ競争

表 10 世界の法人税の実効税率（2011）

1. 日本 CFC ルール・トリガー税率（20%）超の管轄：

Angola (35%), Argentina (35%), Aruba (28%), Australia (30%), Austria (25%),
Bangladesh (27.5%), Barbados (25%), Belarus (24%), Belgium (33.99%), Botswana (25%),
Brazil (34%), Canada (28.3%), China (25%), Columbia (33%), Costa Rica (30%), Curacao (34.5%),
Denmark (25%), Dominica (25%), Ecuador (24%), Estonia (21%), Fiji (28%), Finland (26%),
France (33.33%), Germany (29.37%), Guatemala (31%), Honduras (35%), India (33.22%),
Indonesia (25%), Israel (24%), Italy (31.4%), Jamaica (33.33%), 日本 (40.69%), 韓国 (24.2%),
Luxembourg (28.8%), Malaysia (25%), Malta (35%), Mexico (30%), Mozambique (32%),
Netherlands (25%), New Zealand (28%), Nigeria (30%), Norway (28%), Pakistan (35%),
Panama (25%), Papua New Guinea (30%), Peru (30%), Philippines (30%), Portugal (25%),
South Africa (34.55%), Spain (30%), Sri Lanka (35%), St Maarten (34.5%), Sweden (26.3%),
Switzerland (21.17%), Syria (28%), Tanzania (30%), Thailand (30%), Tunisia (30%),

Ukraine(25%), United Arab Emirates(55%), United Kingdom(28%), United States(40%), Uruguay(25%), Venezuela(34%), Vietnam(25%), Zambia(35%), Zimbabwe(25.75%)

2 . 20%以下の管轄 :

Albania(10%), Armenia(20%), Bulgaria(10%), Chile(20%), Croatia(20%), Cyprus(10%), Czech(19%), Egypt(20%), Gibraltar(10%), Greece(20%), 香港(16.5%), Hungary(19%), Iceland(20%), Ireland(12.5%), Jordan(14%), Kazakhstan(20%), Kuwait(15%), Latvia(15%), Libya(20%), Lithuania(15%), Macau(12%), Macedonia(10%), Mauritius(15%), Montenegro(9%), Oman(12%), Paraguay(10%), Poland(19%), Qatar(10%), Romania(16%), Russia(20%), Saudi Arabia(20%), Serbia(10%), Singapore(17%), Slovak(19%), Slovenia(20%), Taiwan(17%), Turkey(20%), Yemen(20%)

3 . ピュア・タックス・ヘイブン

Bahamas(0%), BES Islands(0%), Cayman Islands(0%), Guernsey(0%), Isle Man(0%), Jersey(0%), Vanuatu(0%)

(KPMG 「世界の法人税率調査」から作成)

第 2 に、有害な税の慣行 (harmful Tax practice) と有害な優遇税制 (harmful preferred tax regime)

1998 年 OECD 「有害な税の慣行」の段階では、当時の OECD のタックス・ヘイブン識別基準として次の 4 要素を挙げていた。

- ・全く課税されないか又は名目的な軽課税
- ・実効性のある租税情報交換の欠如
- ・透明性の欠如
- ・実質的活動要件の欠如

また、当時の OECD の有害な優遇税制の識別基準として次の 4 要素を挙げていた。

- ・全く課税されないか又は名目的な軽課税
- ・実効性のある租税情報交換の欠如
- ・透明性の欠如
- ・リング・フェンシング制度

さらに OECD は、ある税制が優遇税制とみなされる場合、その優遇税制が潜在的に有害であるか否かを決める次の 8 つの基準を設定していた。

- ・課税ベースの作為的な定義
- ・国際的移転価格原則の不遵守
- ・国外源泉所得に対する居住地国課税の免除
- ・交渉可能な税率又は課税ベース
- ・秘密規定の存在

・租税条約の広範なネットワークへのアクセス

・税制が租税最小化ビーカルとして利用されること

・税制が純粹に租税動機の活動やアレンジメントを促進すること

2000 年米国ブッシュ政権(共和党)財務長官ポール・オニールの反対表明により OECD プロジェクトが潰された後、OECD の活動は、(i)透明性の向上(銀行秘密の解除)と(ii)租税情報交換の促進に限定された「国際的に合意された国際基準」(以下「国際基準」という。)の方向へ転換し、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、スイス及びシンガポールがこの「国際基準」の遵守を公約した 2009 年 4 月 2 日 G20 ロンドン・サミットのとき G20 は「銀行秘密の終焉」を宣言した。

EU の 2012 年 Action Plan, OECD の 2013 年 BEPS 対応プロジェクトの Action Plan では、「有害な税の慣行」、「有害な優遇税制」の判定基準の第 1 要素“no tax or nominal tax” の原点に回帰する動きが高まってきた。

第 3 に、国内法、租税条約及び EU Directives の組合せによるゼロ・タックス・スキームの組成

表 11 法人税収の対 GDP 比率(%) 1990-2011

国名	1990	1998	2000	2010	2011
Australia	4.0	4.3	6.1	4.8	-
Austria	1.4	2.1	2.0	1.9	2.2
Belgium	2.0	3.4	3.2	2.7	3.0
Canada	2.5	3.6	4.4	3.3	3.1
Chile	-	-	-	-	-
Denmark	1.7	3.0	3.3	2.7	2.8
Estonia	-	2.4	0.9	1.4	1.3
Finland	2.0	4.3	5.9	2.6	2.7
France	2.2	2.6	3.1	2.1	2.5
Germany	1.7	1.6	1.8	1.5	1.7
Greece	1.5	2.8	4.2	2.4	-
Hungary	-	2.1	2.2	1.2	1.2
Iceland	0.9	1.1	1.2	1.0	1.6
Ireland	1.6	3.3	3.7	2.5	2.3
Israel	-	3.3	3.9	2.9	3.7
Italy	3.8	2.9	2.9	2.8	2.7
Japan	6.4	3.7	3.7	3.2	3.3
Korea	2.5	2.3	3.2	3.5	4.0
Luxembourg	5.6	7.6	7.0	5.7	5.0
Mexico	-	-	-	-	-
Netherlands	3.2	4.2	4.0	2.2	-
New Zealand	2.4	3.5	4.1	3.8	3.9
Norway	3.7	4.1	8.9	10.1	11.0
Poland	-	2.6	2.4	2.0	-
Portugal	2.1	3.1	3.7	2.8	-
Slovak	-	3.2	2.6	2.5	2.6
Slovenia	-	1.0	1.2	1.9	1.7
Spain	2.9	2.4	3.1	1.8	1.8
Sweden	1.6	2.7	3.9	3.5	3.5
Switzerland	1.8	1.9	2.6	2.9	2.9
Turkey	1.0	1.2	1.8	1.9	2.1
United Kingdom	3.5	3.9	3.5	3.1	2.8
United States	2.4	2.7	2.6	2.7	2.6
OECD total	2.6	3.0	3.4	2.0	-

(出所: 27 Nov. 2012 OECD STAT.)

実際には、国際的タックス・プランニングは、EUの各種の「参加免税」(Participation Exemption)を規定する Parent-Subsidiary Directive による配当免税・キャピタル・ゲイン免税、Interest and Royalty Directive による利子・使用料の源泉徴収税の免除、各國のオファーする法人税率の引下げ、領土主義課税による国外所得免除等「課税ベース」を最小化する優遇措置及び国際的二重課税の排除を目的とする租税条約の特典（源泉地国課税の減免）及び中間持株会社（an intermediate holding company）を誘致する「導管国」（a conduit country）の「魅力ある税制」（attractive tax regimes）パテント・ボックスやイノベーション・ボックス、無形資産の軽課税国への移転等を利用する各種のタックス・スキームが出現した。

このような状況の下で、OECDは2012年 OECD's Current Tax Agenda を発表し、先に述べたように2013年に再度有害な税の競争の判定基準の第1要素であった“no tax or nominal tax”的原点に回帰し、このような法人税のループホールの利用を合法的に許容する国際課税ルールを見直す機運がOECDにおいて高まっている。

各国の法人税の対GDP比率は、低下している。

8. 最近話題の国際的タックス・プランニング（公表されたタックス・スキーム）

いま、英国のマスコミでは、富裕層の濫用的タックス・スキームとして、Icebreaker, K2などのスキームや古典的なPTスキームが話題となっている。

富裕層用タックス・プランニングはどの国でも花盛りであるが、そのサンプルとして HMRC が租税回避とみなす話題のスキームをみてみよう。

【事実関係】

3人のTake That のメンバー（Gary

Barlow, Howard Donald, Mark Owen）とそのマネージャー（Jonathan Wild）は、2010年3月と2011年9月にIcebreaker Management Serviceという法人が運営する2つのパートナーシップに参加し、自分のマネー520万ポンドを投資して2080万ポンドを借り入れた。当該パートナーシップは、2010年4月までの年度の損失2520万ポンドを計上し、これをメンバー間で自由裁量により分割した。Icebreakerの密告者によれば、彼らは無申告の第2のパートナーシップにも投資している。彼らの弁護士たちは、彼らは相当の税を納付したといい、彼らが当該2つのパートナーシップの投資家であることを認めたが、このパートナーシップは合法的な企業であり、租税回避スキームではないと主張した。富裕層のタックスシェルターである音楽産業投資スキームIcebreakerの62のパートナーシップには約1000人の投資家が4億8000万ポンドを投資している。

典型的なパートナーシップは、約1ダースの投資家から約1000万ポンドを集めてこのカネで芸能人の音楽の権利を買う。Icebreakerは、投資家がそのスキームに投資した額を超える損失で前年間に稼得した他の所得と通算することによって節税を行うことを帮助していた。その謎い文句では、パートナーシップへの最低4万ポンドの投資とオフショア・ローン16万ポンドにより7億7520万ポンドの節税を得られるといい、20万ポンド投資すれば100万ポンドの節税ができるという。

この事案は、コメディアンJimmy Carrが1%の所得税しか支払わないオフショア・スキームを利用する約1000人の1人であることが露見した後で暴露された。Jimmy Carrは、ジャージーベースの租税回避スキームK2（年間1億6800万ポンドの所得隠し）により最大の恩恵を受けたとみられている。K2スキームは、ジャージーベースの信託に給料

を移転し、当該信託が投資家にその力ネを貸し付けるものである。スキーム・プランナーは、この方法で給料は所得税が課されなくなると主張している。英国首相 Cameron は、このスキームが法的にみれば合法的 (legal) であるとしても、道徳的には間違い(morally wrong) であるとマスコミに対して述べている。

自由主義国家で、私的自治の原則が保障されている場合、契約自由の原則から、世界各国で設立された法的に分離独立した法の主体が統合された意思の下で結合する多国籍企業グループは、グループ内部の各法的主体との間又は各法的主体間において多様な契約を締結することにより、事業活動のロケーションと当該事業活動から生じる利益・損失の発生するロケーション、その利益・損失の帰属するロケーションを私法上自由に決めることができる。このような契約自由の原則によって BEPS が自由に行われる。各国に跨る複雑なステップ取引、負債バイアスとハイブリッド事業体、ハイブリッド証券及びハイブリッド譲渡を利用する BEPS は、すべて合法的 (legal) に仕組まれるので、各国のユーラテラルな対応で税法による規制をしようとしても、また、租税法律主義の下で、当該国におけるステップ取引の該当部分のみを捉えて合法か非合法かを論じてみても、多くの部分が外—外取引となり、領土主義課税の国では課税管轄 (jurisdiction-to-tax) の及ばない「法の真空地帯」の問題を生じるだけで、アグレッシブ・タックス・プランニングにほとんど実効性のある措置が採れない。

EU でも、英国首相と同様に、「合法的」であることを認めるが、法人の社会的責任を求める。多国籍企業のアグレッシブ・タックス・プランニングに対処するには、各国のユーラテラルな租税回避防止規定（移転価格税制、CFC ルール、過少資本税制など）の強化では

国際的二重課税が発生するので、EU 共通の一般的滥用防止規定 (General Anti-Abuse Rule: GAAR) の導入など加盟国の国際協調による対策が必要である。

このような決意を促すに至る多くのアグレッシブ・タックス・スキームがあるが、その主要なものとして次のようなものを挙げることができるであろう。

(1) 英国 HMRC: Annual Report and Accounts 2011-12 Nineteenth Report of Session 2012-13
Report , together with formal minutes, oral and written evidence

Tax avoidance by multinational companies について、House of Commons Committee of Public Accounts は、多国籍企業 3 グループ (Amazon, Google, Starbucks) の代表から事情聴取を行った。これら 3 社は英国で商業活動を行いながら英國法人税を支払わない理由の説明を求められた。これら 3 社の説明によると、法人の租税回避の可能性についてどのような問題があるかを、以下のように描くことができる。

(a)Amazon (参考図 2)

法人組織と法人の経済活動の真実のロケーションの合法性の問題 :

Amazon は、英国法人 (Amazon.co.UK) の 2011 年売上高 2 億 700 万ポンド、経費 180 万ポンドとしているが、ルクセンブルクベースの法人 (Amazon EU sarl) の欧洲、売上高 91 億ユーロ、820 万ユーロの税金を示している。Amazon.co.UK は、Amazon EU Sarl にサービスを提供する英国のサービス会社である。同社は、Amazon グループ法人の子会社である持株会社によって所有されている。

その後、Amazon は、Amazon Europe

Holding Technologies S.C.S の 2011 年の会計の写し（3 億 180 万ユーロの利益、税金はなし）を提出した。Amazon は、2011 年の英国の売上高が 33 億 5000 万ユーロであり、米国以外の国際売上高の 25% を占めるという情報を提供した。

Amazon は、英国に 15000 人の職員を有し、英國顧客のため英国に棚卸商品を有し、その経済活動の大半をルクセンブルクではなく英国で行っているが、事実上、英国では法人税を全く払っていない。

(b) Google (参考図 3)

法律の規定に合わせて租税の最小化を行い、そのグループ法人のロケーションは、軽課税国やタックス・ヘイブンによって影響を受けている。Google の米国以外の売上高の大半は、アイルランドで請求される。Google は、企業広告からカネを稼いでいる。英国では、Google Ltd. は 2011 年に Google Ireland からの 3 億 9600 万ポンドの収入を計上したが、支払った法人税は僅か 600 万ポンドであった。Google Ireland は、英国の 1300 人の職員によって提供されるサービスに支払った。Google は、活動の一部として英国でマーケッティングを行う約 700 人を有するが、Google Ireland の 3000 人のうち英国のマーケッティングに係るものは僅か 200 人だけであった。

Google は、利益を生じる経済活動が行われる管轄で当該利益が課税されるべきことを受け入れたが、その基盤となる経済活動は米国法人によって生み出された Google 検索エンジンに基づく革新的なソフトウェア技術から生じていると主張した。Google は、その知的財産を保護するためバミューダ・ベース・エンティティを有しているという。Google は、その米国以外の利益（英国の利益を含む。）を米国でなく、バミューダに送金しているので、税収を英国のみならず米国からも奪うことになる。その意味では、Google の主張は自らの論拠を損なっている。

(c) Starbucks (参考図 1)

Starbucks は、英国の営業について 15 年のうち 14 年損失を出しているが、2006 年に僅かな利益を出したという。売上高では 31% の市場占有率を有し、株主・投資家に満足すべき申告をする責任を有する商事会社が英国の営業についてほぼ毎年のように損失を出して営業していることは信じ難い。

これは、英国事業は成功しており、英国では 15% 利益を出しているという同社の株主への説明と矛盾する。Starbucks は、英国法人がオランダ・ベース法人に支払う知的財産に対する 4.7% の支払（最近まで 6% であった。）の詳細を明らかにしていない。オランダ・ベース法人がスイス・ベース法人にコーヒー仕入に対する 20% マークアップ（英国への販売の前にさらにマークアップされる）が合理的であるかどうかは疑わしい。Starbucks は、それが企業のロケーションとして魅力的な国になるオランダとの特別な租税アレンジメントであり、オランダ当局が秘密保持を要請し、スイスが非常に競争力のある税率をオファーしたことなどを認めた。US Starbucks と UK Starbucks との法人間ローンは、類似のローンに比べ高い金利となっており、これらのアレンジメントは英国の利益を軽課税国に移転するデバイスであると HMRC は疑っている。

(2) OECD: Addressing Base Erosion and Profit Shifting

Annex C examples of MNE's tax planning structures

(a)二段階ストラクチャーを利用する電子商取引ストラクチャーと費用分担契約による無形資産の移転（参考図8）

法人 A は、A 国で設立され、当初主として A 国で行われた研究を通じてその事業を支える技術と無形資産を開発した法人である。法人 A は、多国籍企業グループの親会社である。

グループのタックス・プランニングにより、親会社、法人 A によって開発された技術の権利は、費用分担契約によって法人 C にライセンスされるか又は譲渡される。

法人 C は、B 国の法令に基づいて組成され（すなわち登録された）無制限責任会社であるが、C 国で管理支配され、租税上 C 国居住者とされる。費用分担契約により、法人 C は当該契約により譲渡された既存の技術の価値に等しい「バイイン支払」を行い、譲渡された技術を将来向上させる費用を分担することに合意する。

バイイン支払は、A 国で課税されるが、一括払い又はランニング・ロイヤルティの形をとる。

進行中の研究費用は、開発された無形資産の予想便益に基づいて分担される。費用分担契約は、一般に、法人 A において、法人 C に配分されるマーケットにおける売上高の記録が開発される前に、設定される。

法人 C は、その技術の権利のすべての使用許諾（ライセンス）を法人 D に与え、ランニング・ロイヤルティを得る。法人 D は、D 国で組成され、かつ、管理支配される法人である。法人 D は当該技術のサプライセンスを法人 B に与える。

法人 B は、B 国で組成され、かつ、管理支配される。法人 B は、B 国におけるその操業に数千人を雇用する。B 国は、法人 B の課税利益に法人所得税を課するが、B 国の課税利益はその総収入の 1 % に満たない。これは、B 国における所得計算におい

て OECD 移転価格ガイドラインに従い、法人 B がその検索・広告技術につき法人 C に支払うロイヤルティの全額を控除するからである。

法人 B の法人 D に対するロイヤルティ支払は、B 国で源泉徴収税を免除される。B 国は、C 国のような国の租税上の居住法人に対する直接の支払に対して源泉徴収税を課するが、B 国の法令では、EU Interest and Royalties Directive の適用により、EU 加盟国である国で組成され、かつ、課税される法人に対するロイヤルティは、B 国の源泉徴収税を免除される。

D 国は、法人 D の利益に法人所得税を課するが、法人 D が法人 C に対し支払ったロイヤルティの控除によって課税利益は減少する。したがって、D 国で課される法人所得税は、法人 D の法人 B からの受取ロイヤルティとその法人への支払ロイヤルティとの差額（spread）の少額のみに課されるだけである。受取ロイヤルティと支払ロイヤルティとのスプレッドは、法人 D がフロースルー取引しか行っていないので、非常に少額である。法人 D は、法人 B と異なり、何の機能も遂行せず、何の資産も有しない。法人 D は、このロイヤルティのフローについてリスクをほとんど又は全く負担していない。独立企業原則によれば、法人 D は非常に少額の所得しか得ることができない。

D 国では一般に課税される所得の金額の算定についてタックス・ルーリングを得ることができるので、グループ A は、そのタックス・プランニング・ストラクチャーの効果に関する確実性をタックス・ルーリングで確かめることができる。

D 国は、その国内法により支払ロイヤルティに源泉徴収税を課さないので、法人 D の法人 C に対する支払は、D 国では源泉徴収税を課されない。

法人 C は、C 国で管理支配されているが、C 国は法人所得税を課さない。法人 C は、B 国にプレゼンスを有しない（C 国で管理支配される）こと及びその所得が B 国の国外源泉所得であることを理由として、B 国は法人 C に課税しない。したがって、法人 C の受取ロイヤルティは、D 国、C 国又は B 国において課税されない。

A 国の CFC ルールが法人 D 又は法人 C のいずれかが受け取るロイヤルティに対しパッシブ所得として適用される可能性があるが、法人 A が法人 D 及び法人 B についてチェック・ザ・ボックス規則の選択をする場合、これらの法人は A 国の課税上「無視される事業体」(disregarded entities)となる。すると、法人 B と法人 D の所得は、法人 C が直接稼得したものとみなされる。「無視される事業体」同士のロイヤルティ取引は、同様に、無視されるので、A 国の課税上存在しないものとみなされる。

A 国の CFC ルールの適用上、法人 C は、あたかも能動的事業活動を通じて直接そのフィーと収入を稼得したものとみなされる。このような能動的事業所得は、A 国の CFC 制度では合算課税されない方法で仕組まれることになる。

(b) 費用分担契約による無形資産の譲渡とともに行われる製造業の譲渡(参考図 9)

法人 A は、A 国の上場企業である。法人 A は、グローバルな活動を行う多国籍企業グループの親会社である。このグループは、研究・開発の活動に投資している。R&D 活動は、親会社、法人 A のみによって行われている。これまで、法人 A は、その研究開発から生ずるすべての IP を所有していた。法人 A は、製品の製造と共に伴うリスクを負い、世界中の市場で販売・流通会社のネットワークを通じて製品を販売した。法人 A のマネージャーは B 国に法人 B

（100% 所有子会社）を設立し、IP と米国外で製品の製造と販売を行う責任を法人 B に割り当てる 것을決定した。

法人 A は、製品の製造・販売に関する国内無形資産の権利を A 国内に留保し、グループのための研究開発は引き続き行うこととした。

法人 B が設立されると同時に、このグループは 2 つの外国子会社（法人 B の 100% 子会社）を設立した。その一つ法人 C は、C 国において設立され、法人 A 以外の同グループの製品の製造・販売に責任を負うプリンシバル法人となり、他の法人 D は、A 国外で同グループの製品の生産に責任を負う製造会社である。

法人 C と法人 D はそれぞれ C 国及び D 国の法令に基づいて法人として取り扱われるが、A 国のチェック・ザ・ボックス規則により「無視される事業体」として取り扱われる。

これらの「無視される事業体」と法人 B との間の取引（法人 B への使用料及び配当の支払を含む。）は、A 国の課税上無視される。さらに、チェック・ザ・ボックス規則の選択により、法人 B は A 国の課税上実際には法人 C と法人 D が行った活動を行つたものとみられる。

法人 A から法人 B への IP の譲渡は、A 国で課税されるが、この種のストラクチャーでは、譲渡が費用分担契約によって行われる。費用分担契約によると、法人 C は既存の IP についてのバイイン支払を法人 A に対して支払う義務がある。バイイン支払は、一括払い又はランニング・ロイヤルティとして仕組まれる。法人 C は、法人 C が進行中の研究開発費から得られると期待する予想便益のシェアを反映する進行中の研究開発費のシェアを法人 A に払い戻す責任を引き受ける。

例えば、法人 C がグローバル収入の 45%

に責任を負い、グローバルな営業所得の45%を得ると仮定すれば、費用分担契約により対象となる研究開発費の約45%を法人Aに払い戻すことが期待される。

これが、費用分担契約により法人Cが払い戻す研究開発費の部分に当期のA国の税の控除を効果的に排除する。法人Cが研究開発費の一定割合を払い戻すという事実にもかかわらず、法人AはそのR&D支出の全額（法人Bが払い戻す部分を含む。）についてA国のR&D税額控除を受けることができる。

バイイン支払と費用分担契約の支払により、法人Bは、同グループのA国以外のIPの権利の所有者とみなされる。法人Bは、これらのIPの権利を法人Cに使用許諾する。法人Cは、契約上A国外で同グループ製品を製造・販売する責任を引き受け、契約上当該事業に伴うリスクを引き受ける。

法人Cは、法人Dを契約製造業者とする。契約製造契約により、法人Dは直接・間接生産コストプラス5%のマークアップに等しいフィーでグループ製品を製造する。

法人Cと法人Dとの製造契約では、法人Cが製品の生産に伴うプリンシバル・リスクを負担することを規定する。製品の現実の生産は、D国又は低成本製造国にある法人Dの支店で行われる。

法人Dは、このフィーを課税所得に含める。

製造された製品は、法人Cの資産となり、法人Cは、これらの製品を世界中の高税管轄の関連販売・マーケティング事業体に販売する。法人Cとマーケティング会社との契約では、法人Cが製品のマーケティングに関連するプリンシバル・リスクを引き受けることを規定している。

これに基づいて、販売・マーケティング会社は、リスク制限ステータスを反映した努力に対する報酬を得る。このような報

酬は、通常、比較対象のリスク制限マーケティング・流通会社によるリターンを参照して移転価格操作の目的で決定されるターゲット販売利益率に基づいて計算される。

法人Cは、国外販売に係る総売上収入から、商品の製造につき法人Dに支払ったフィー、関連コミュニケーションベースマーケティング事業体への支払及び法人Bへの支払ロイヤルティを差し引いた利益を稼得する。

法人Cが国外IPの権利につき法人Bに支払うロイヤルティは、法人Cの法人税の課税ベースの計算上控除できる。C国は支払ロイヤルティに源泉徴収税を課さず、B国は法人所得税を課さないので、当該ロイヤルティは、支払地の源泉徴収税を免除され、かつ、受取地の所得税を課されない。さらに、法人Bが受け取るロイヤルティに対するA国のCFCルールによる法人Aに対する課税は、法人Cを「無視される事業体」とみなすチェック・ザ・ボックス規則の適用によって回避される。

A国のチェック・ザ・ボックス規則により、法人CはA国の課税上、法人Bの支店とみなされる。

その結果、C国から法人Bに支払われるロイヤルティは、単一法人内の支払とみなされ、A国の課税上無視されるか又は認識されない。このような方法でチェック・ザ・ボックス規定が適用されると、同グループはロイヤルティの支払によってC国の課税ベースを侵食すると同時に法人Bが受け取るロイヤルティのようなパッシブ所得に対し適用されるA国のCFCルールの適用も効果的に回避することができる。

法人Bに支払われる配当は、源泉地で課税されず、B国は受取配当に課税しないので、配当はA国の課税上無視される。

(c)負債後入れ先出しと中間法人の利用に

よるレバレッジド買収(参考図10)

P国に統括本部を有し、多数の国(L国を含む。)で活動する多国籍企業は、T国の居住法人である製造会社(ターゲットCo.)を買収することを計画した。買収価格は、10億ユーロであり、その約60%が外部銀行からの負債で資金調達し、残りの40%は多国籍企業の留保収益で資金調達することにする。

買収の実行のため、多国籍企業は、L国に持株会社(L Hold Co.)を設立し、これが4億ユーロのグループ内部ローンを受け取る。L Hold Co.は、T国において法人(T Hold Co.)を設立し、T Hold Co.は、一部(4億ユーロ)をL Hold Co.からハイブリッド証券により融資され、一部(6億ユーロ)を外部銀行からの負債により資金調達した。T Hold Co.は、Target Co.を買収し、T国の課税上これをグループに含めた。

このストラクチャーでは、多国籍企業グループは多数の税務上のベネフィットを得ることになる。

負債後入れ先出し(debt push-down)技法は、適用制限に従い、外部銀行ローンに係る支払利子が適用できるグループ税制によりターゲット法人の営業所得から控除することができる。

L Hold Co.は、ハイブリッド証券(例えば償還可能な優先株)を通じてT Hold Co.に融資する。この融資は、T国では負債として取り扱われるが、L国では株式(equity)として取り扱われる。その結果、適用制限に従い、追加的な利子は、税務上Target Co.の所得から控除される。同時に、その支払はL国の国内法により配当とみなされ、免除される。

さらに、L Hold Co.が4億ユーロのグループ内部ローンにつき支払う利子は、国内のグループ税制を通じてL国で活動する他のグループ法人の所得から控除される。

このストラクチャーにより、同グループは、T国とL国との租税条約の特典を求め、T Hold Co.がL Hold Co.に対する支払についてT国の源泉徴収税の排除又は減少を行うことができる。

投資の出口について、T Hold Co.の株式は、購入者に無税で売却される。T国は、事実、租税条約により当該所得に対する課税を妨げられる。L国は、その国内法により株式に係るキャピタル・ゲインを免除する。

(3)OECD:Hybrid Mismatch Arrangement: Tax Policy and Compliance Issues (March 2012)

次の例のように、二重控除、損金控除と益金不算入、外国税額控除などのスキームがある。

(a)ハイブリッド事業体による二重控除 (Double deduction)

A国の親会社(A Co.)は、B国の事業会社(B Co.)を間接的に保有している。A国の課税上、パススルー事業体又は無視される事業体として取り扱われるがB国の課税上、非パススルー事業体として取り扱われる事業体(Hybrid entity)をA Co.とB Co.との間に介在させる。

A Co.は、B Co.のすべて又はほとんどすべての資本持分(equity interest)を保有するHybrid entityのすべて又はほとんどすべての資本持分を保有する。Hybrid entityは、第三者から借入を行い、そのローンを利用して、これをB Co.に資本として注入するか又は同一グループの他社又は第三者からB Co.の株式を買い取る。Hybrid entityは、このローンに係る利子を支払う。

この利子とは別に、Hybrid entityは、

他の控除を申請せず、他の所得を有しない。

B 国の税務上、Hybrid entity は、法人所得税を課される。支払利子は、B 国のグループ・プリリーフ制度により他の B 国グループ法人の所得と相殺される。これに対し、A 国は、Hybrid entity をバスルー事業体又は無視される事業体として取り扱う結果、その支払利子は A Co. に配分され、一方で控除され、他方で非関連所得と相殺される。

このスキームの結果、2 つの異なる国で同一の契約上の義務につき 2 つの控除が行われる。

これと類似の結果は、Hybrid entity の代わりに二重居住法人 (a dual resident company) を利用するスキームによって生じる。

二重居住法人は、損失を生じた場合、両方の国でグループ・プリリーフと連結納税制度により税務上のベネフィットを得ることができる。

(b)ハイブリッド証券による損金控除と益金不算入

B 国の居住法人 (B Co.) は、A 国の居住法人 (A Co.) によって、A 国では株式 (equity) とされるが B 国では負債 (debt) とされるハイブリッド証券によるファイナンスを受けた。

このような証券により当期の支払が行われると、この支払は B 国税法では B Co. の支払利子となり、これを受け取る支払は A 国の税務上免税配当とされる。その結果、A 国における課税所得を生じない B 国の純控除が生じる。

これと類似の結果は、ハイブリッド・エンティティによっても生じる。設立された国でバスルー課税をされない事業体がその株主に対し控除できる支払を行う場合、その株主の居住地国が外国事業体をバスス

ルー事業体として取り扱い、税務上その支払を無視することがある。

また、2 つの法人が特別目的媒体 (special purpose vehicle: SPV) の株式について売却・買戻し契約をするととき、一方の国がこの取引を SPV の売却・買戻しとして取り扱うが、他方の国がこの取引を SPV 株式を通じて担保されるローンとして取り扱う場合も、類似の結果が得られる。

(c)ハイブリッド譲渡による外国税額控除

外国税額控除を発生する典型的なスキームの一つとして、出資証書 (an equity instrument) のハイブリッド譲渡の利用がある。出資証書のハイブリッド譲渡を行う普通の方法は、株式の売却・買戻し契約である。この取引は、一方の国では株式の売却と株式の買戻しとして扱われるが、他方の国では株式によるローンとして扱われる。

スキームの基本は、B 国の法人 (B Co.) からのローンを求める A 国の法人 (A Co.) に関するものである。A Co. は、特別目的媒体 (SPV) を設立し、SPV に資本を拠出し、SPV の優先株を取得し、B Co. と優先株のレポ取引を行う。レポ取引により、A Co. は B Co. に SPV 優先株売却し、見返りに現金を受け取り、同時に両者は A Co. が後日合意した価格で当該株式を買い戻すことになった。売却と買戻しの間に、SPV は A 国で課税される所得を稼得し、A 国に法人所得税を納付する。SPV は、さらに B Co. に一定率で配当を支払う。この契約で用いられたレポ契約により、B Co. は経済的にはこの取引における B Co. の報酬となる配当を保有することができる。

B 国の税務上、レポは売却と買戻しとして取り扱われる。したがって、B Co. は、SPV 株式の所有者であり、レポ期間中配当の受取人として扱われる。B 国には、B Co. が A 国で SPV が納付した法人所得税につ

き外国税額控除を請求できる間接外国税額控除制度がある。

他方、A 国の課税上、この取引は、B Co.による A Co.へのローン（SPV 株式により担保される）として取り扱われ、A Co.はなお SPV 株式の所有者であり、かつ、レポート期間中配当の受取者とみなされる。A 国は、B Co.の受取配当を免税とし、A Co.が SPV が納付した法人所得税に関し税額控除を請求できる間接外国税額控除制度を適用し、いずれも、A Co.が実質的に無税で配当を受け取ることができる。A Co.は、さらに、B Co.から受け取るみなしローンの支払利子の控除を認められる。

9 . 國際的タックス・プランニングによる BEPS に利用される無形資産をめぐる國際課税ルールの確立の必要性

現在、多くのアグレッシブ・タックス・プランニングにおいて価値の越境移転のドライバーとして無形資産が多用されている。それは、各国の税制における無形資産の取扱いが多岐に分れているからである。

GlaxoSmithKline 判例では、GSK US の米国利益は英国における研究開発から生じるのか、米国における独自のマーケティング・販売活動から生じるのか、が争点となり、インドの Maruti Suzuki (MS) 判例では、商号の利益の受益者は MS か、親会社の SMC か、が争点になった。

他にも無形資産に係る国際的タックス・プランニングの問題事例は、米国（スターバックス、アマゾン・ドット・コム、グーグル、マイクロソフト、ペリタス、ザイリンクス）、英國（外国支店免税制度の利用）、フランス（ルクセンブルク法人とスイス支店の利用）など数多くある（参考図 4～7）。

無形資産については、(i)定義、評価、帰属、所得算定方法、(ii)無形資産の海外移転の方法（譲渡～無償譲渡・有償譲渡、全部譲渡・一

部譲渡、使用許諾～ライセンス契約・サブライセンス契約、費用分担契約）に関する共通ルールの確立が必要である。

例えば、無形資産の海外移転の基本的スキームをみると、次のような点で各国税制の差異が利用されている。

(a)無形資産のライフサイクルと各ステップの基本的スキーム

(i)研究開発（R&D）

高税率国で費用を発生させること

多額の税額控除を受けること

(ii)移転

移転価格操作により軽課税国又は商業化に優遇措置を与える管轄に移転

(iii)商業化・開拓・利用

軽課税国で利益を発生させること

(iv)IP の誘致・略奪措置の利用

IP 所得の帰属のロケーションの選択

(b)無形資産の帰属と帰属すべき法形態（多様な事業体を含む。）

(i)法的所有と経済的所有の使分け

(ii)法的所有者となる事業体の選択

(iii)機能・リスク・役務提供等の配分

(c)無形資産の利益の算定方法

(i)インカム・アプローチ（所得相応性基準、利益分割法）

(ii)コスト・アプローチ

(iii)マーケット・アプローチ

米国では 1986 年スーパーロイヤルティ条項（内国歳入法典 482 条第二文）により所得相応性基準が導入された。

ドイツでは 2008 年外国税法改正により機能移転価格課税制度が導入された（2010 年改正）。

(d)無形資産の流入奨励策と流出防止策

(i)流入奨励策～パテント・ボックス税制

アイルランド（1973）、フランス

（2001）、ハンガリー（2003）、ベルギー、

オランダ（2007）、ルクセンブルク、スペイン、中国（2008）、オランダ・イノベ

- ーション・ボックス（2010）アイルランド新IP税制（2009）/アイルランドパート・ボックス廃止（2010）米国草案（2011）英国（2013）
- (ii) 流出防止策～出国税（Exit Tax）
米国内国歳入法典367条、英国、ドイツ（2007）

まとめ

現在、知財立国を志向する日本にとって、国際課税原則が見直され、どのような方向で新しい国際課税ルールの確立をめざすべきかをよく考えるべき時期を迎えていることをまず自覚する必要があると考える。

多国籍企業とその重要な助言者たちの影響力が高まっていたOECDでさえ、多国籍企業が自由に合法的に法人税を限りなくゼロにすることが可能な現行の国際課税原則に多様なループホールがあることを認め、課税ベースの侵食と利益移転を自由に行うことが可能な現行制度の改革には、各国がばらばらにユニラテラルな方法で国内法や租税条約で租税回避防止規定を見直すことだけでは不可能であり、国際的な協力で包括的アプローチで対処しなければならないと行動を起こすことに決定した。

資本や無形資産の海外への移転を促進すべきか、防止すべきか、資本や無形資産を日本へ導入することを促進すべきか、政策を固めて、各国の国際課税ルールとの整合性を図りつつ、それに即応した国際課税ルールを構築しなければならない。

日本がグローバル化時代に多国籍企業にとって魅力あるロケーションであることも重要であるが、それは曖昧な借用概念や不確定概念で綴られた税法の条文の解釈・適用をめぐって幅広い解釈の余地を残すことによって達成できることではないのではないか。

無形資産の定義、評価、帰属、事業再編（business restructuring）などについて、ユ

ニラテラル・アプローチで解釈を国内裁判所の判断に委ねるやり方は、国際課税の法的安定性と予測可能性の欠如を招き、いわゆる否認リスクを嫌う多国籍企業のビヘイビアから日本離れに拍車をかける懸念を生じる。

OECDは、BEPSの行動計画に着手するに当たり、現代のビジネス・モデルに現行国際課税原則が追い付いていないという認識を明らかにした。

租税実務家もよきルールの構築に向けて、当局との対決姿勢でなく、貢献すべきであり、研究者はさらに理論的研究はもとより、実証的な研究を通じて良きルールの形成に尽力すべきではなかろうか。

現代ビジネス・モデルは、多国籍企業グループの組織構造の再編成（Reorganization）や事業再編成（Business Restructuring）の面でも、変化しつつある。海外進出形態も、初步段階では本国から二国間ベースの放射線状であるが、やがて複数の海外拠点を中心とする地域分散型組織となり、さらにプリンシパル・リスク限定会社ストラクチャーへ変化していく。軽課税国にプリンシパルを置き、高税国にリスク限定会社を置き、リスクと利益を軽課税国に集中させる事業再編が展開される。

OECD移転価格ガイドライン第9章は、典型的な事業再編の例として次のものを挙げている。

- ・本格的販売会社からプリンシパルとして活動を行う外国関連会社のためのリスク限定販売会社又はコミッショニアへの転換
- ・本格的製造会社からプリンシパルとして活動を行う外国関連会社のための契約製造会社又は受託製造会社への転換
- ・グループ内の中央拠点（いわゆる知的財産管理会社）等への無形資産の移転

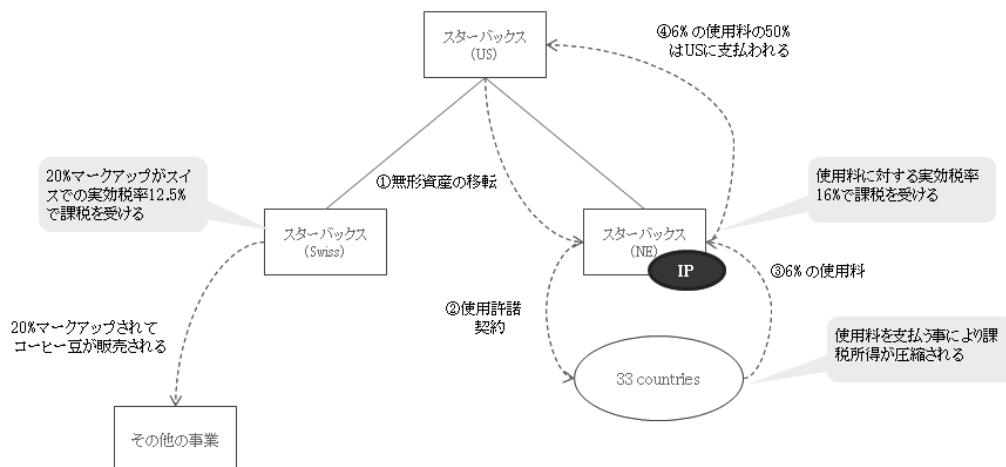
ただ、このような組織再編成や事業再編は、国際経営戦略の一環として行われるものであり、租税動機のみによって行われるものと区

別する必要がある。M&A についても、外国企業を買収する場合、各国税制の差異により、グローバル税負担の最小化を図るプランニングが行われることがあるが、税制措置によって、これらのビジネス・モデルの変化を一般に妨げることは世界効率にとって好ましくないであろう。

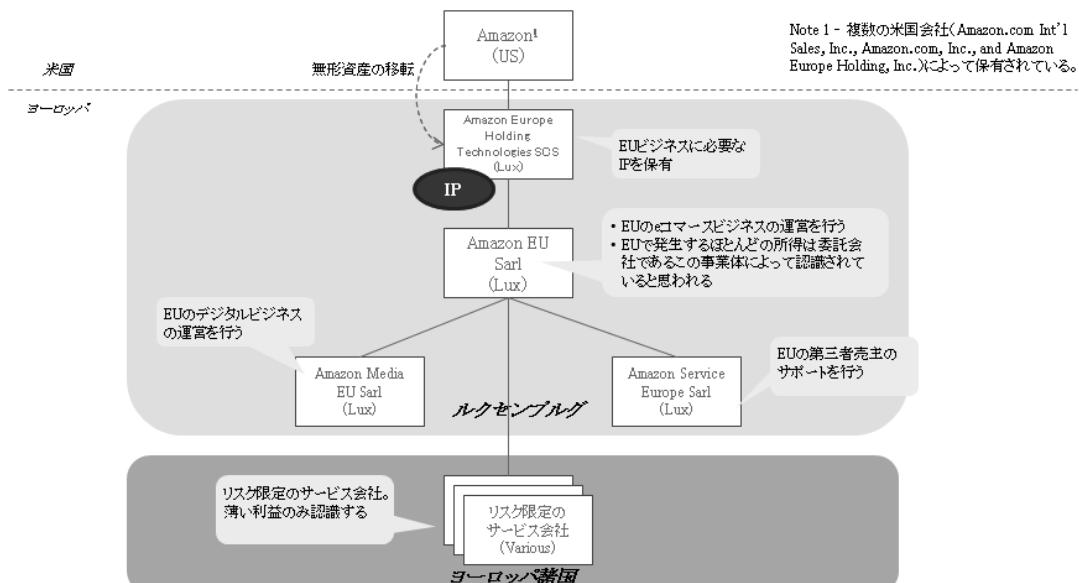
OECD の BEPS 対応行動計画 (Action Plan) が EU の Action Plan と整合性のある

ものとなるか、独自のものになるか、また、居住ベース課税原則と源泉ベース課税原則の根幹の変化を及ぼす国際課税原則の抜本的な変化を求めるか、これまでの BEPS 対応を補強する範囲のパッチワークの変化に留まるか、いまの段階では分らないが、BEPS に一国限りの対策でなく、国際的協調で統合され、総合調整された各国共通の施策が講じられることになるとすれば、画期的なことである。

参考図 1 : STARBUCKS ストラクチャーのイメージ図

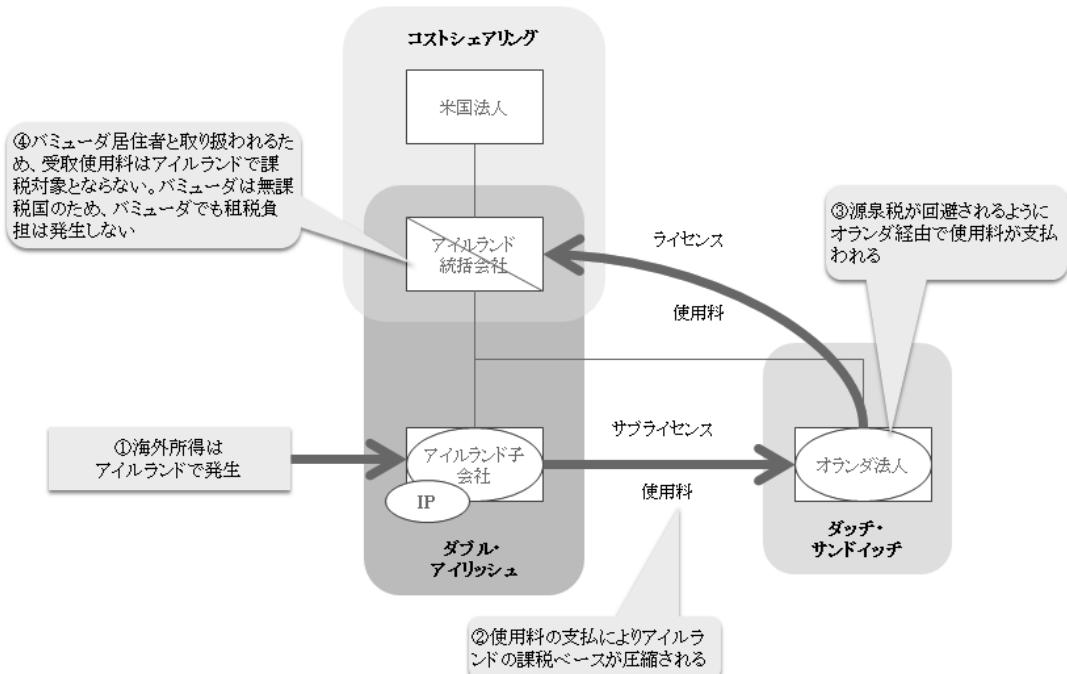


参考図 2 : AMAZON.Com ストラクチャーのイメージ図



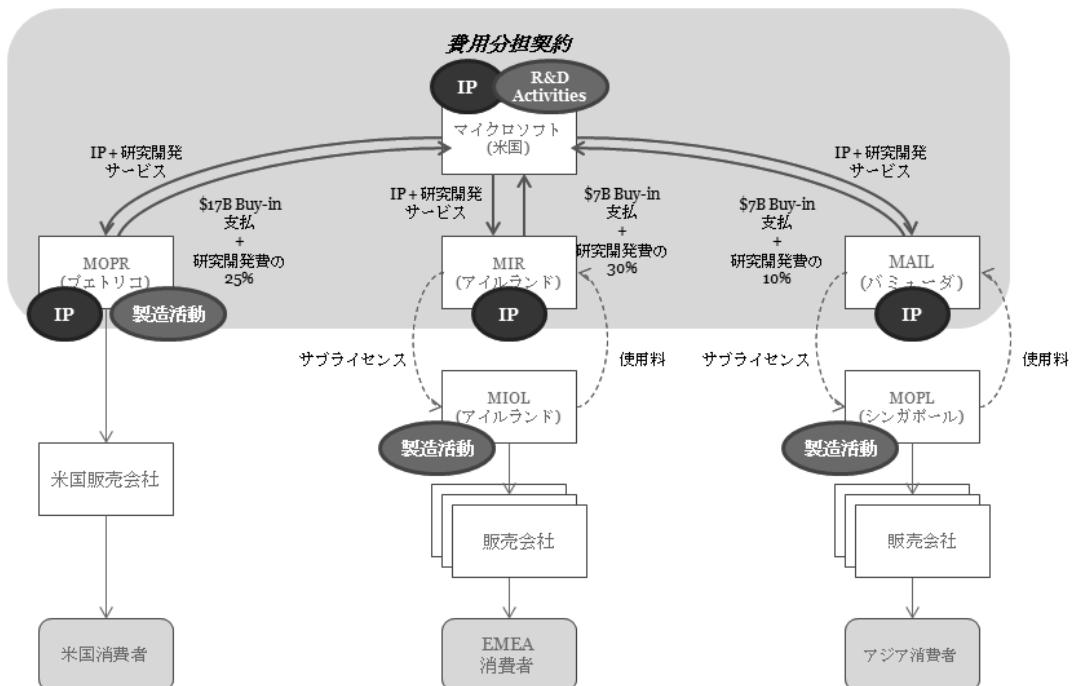
(参考図 1 及び 2 の出所 : PWC&METI 平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査報告書 128 頁)

参考図 3 : Google ストラクチャーのイメージ図



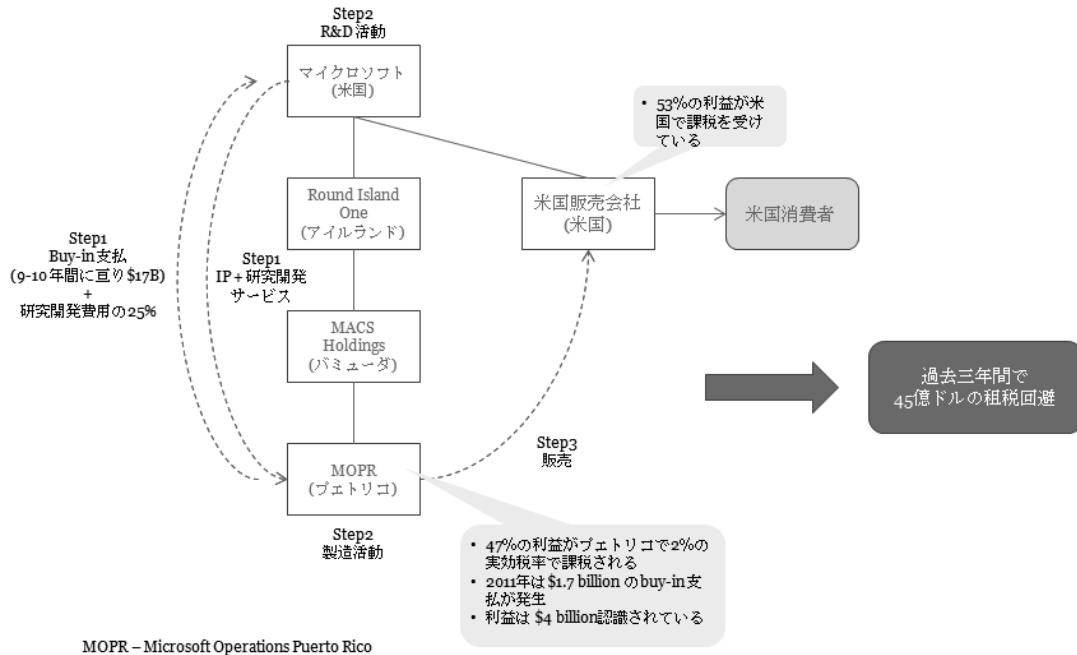
(出所 : PWC&METI 平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査報告書 131 頁)

参考図 4 : MICROSOFT ストラクチャーのイメージ図

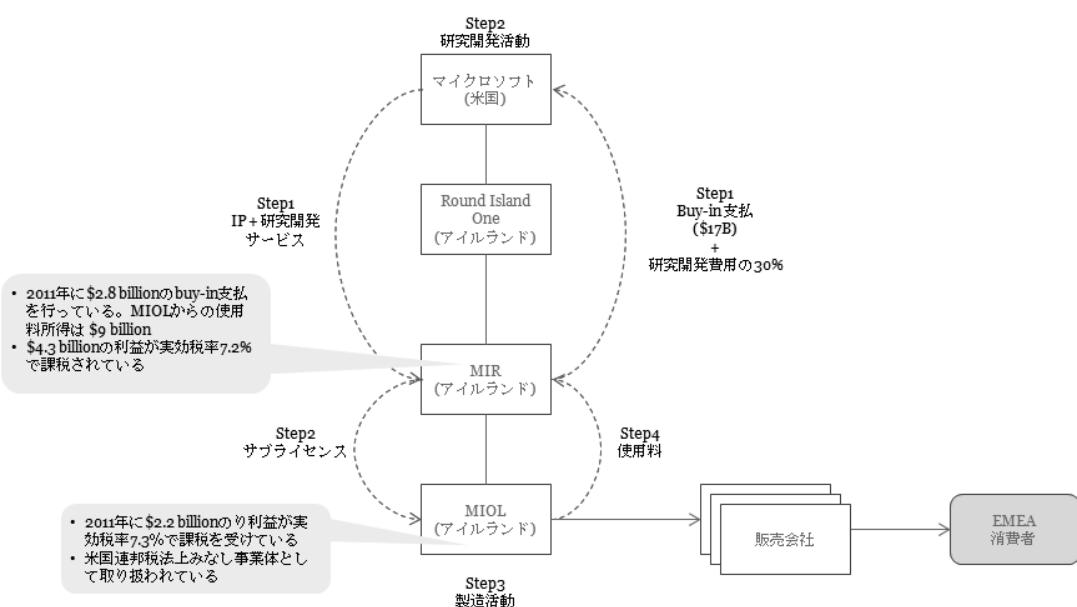


(出所 : PWC&METI 平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査報告書 134 頁)

参考図 5 : Microsoft Operations Puerto Rico (MOPR) ストラクチャーのイメージ図

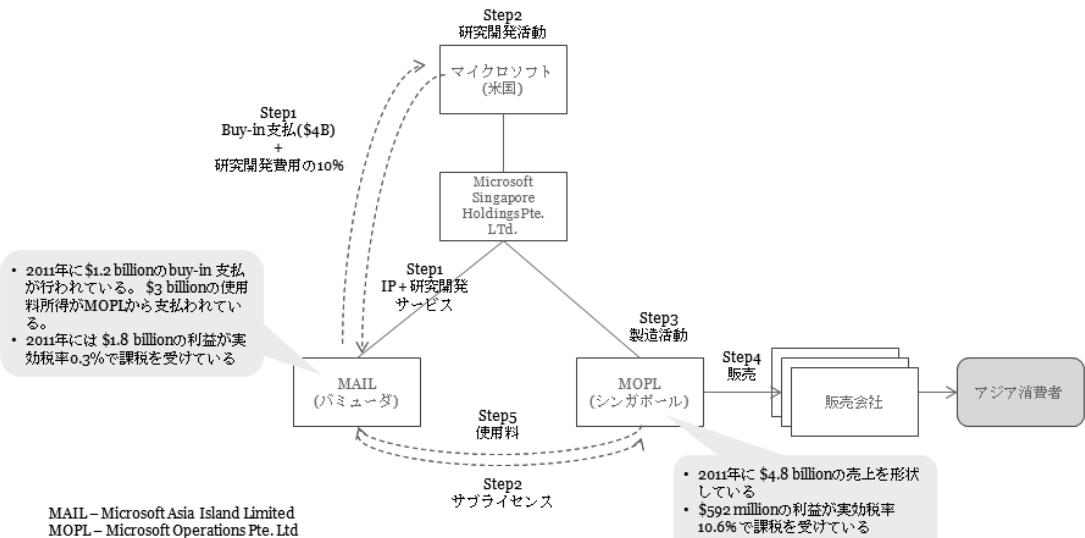


参考図 6 : Microsoft Ireland Operation Limited (MIOL) ストラクチャーのイメージ図



（出所：PWC&METI 平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査報告書 141 頁）

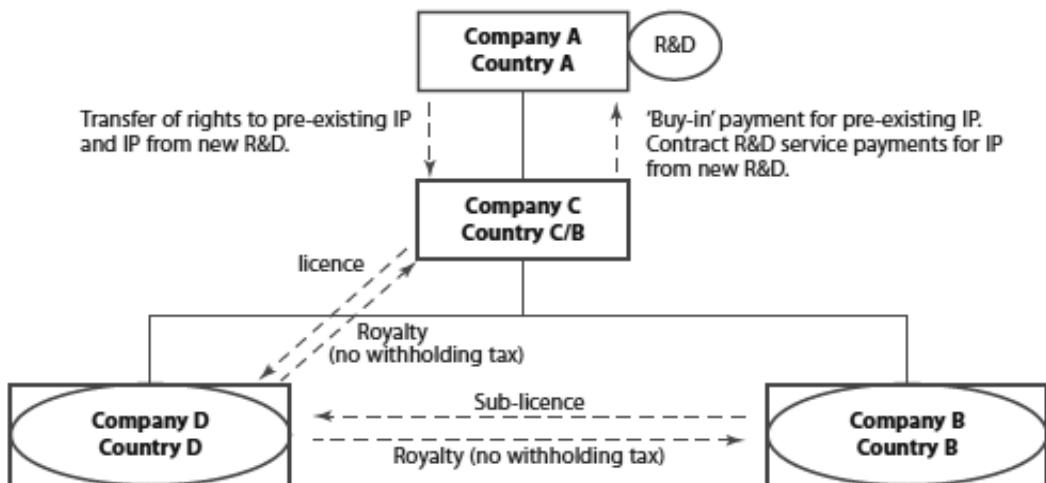
参考図 7 : Microsoft Operations Pte. Ltd. (MOPL) ストラクチャーのイメージ図



(出所 : PWC&METI 平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査報告書 142 頁)

参考図 8 : E-Commerce structure using a two-tiered structure and transfer of intangibles under a cost-contribution arrangement

Figure C.1. Group A's tax-planning structure

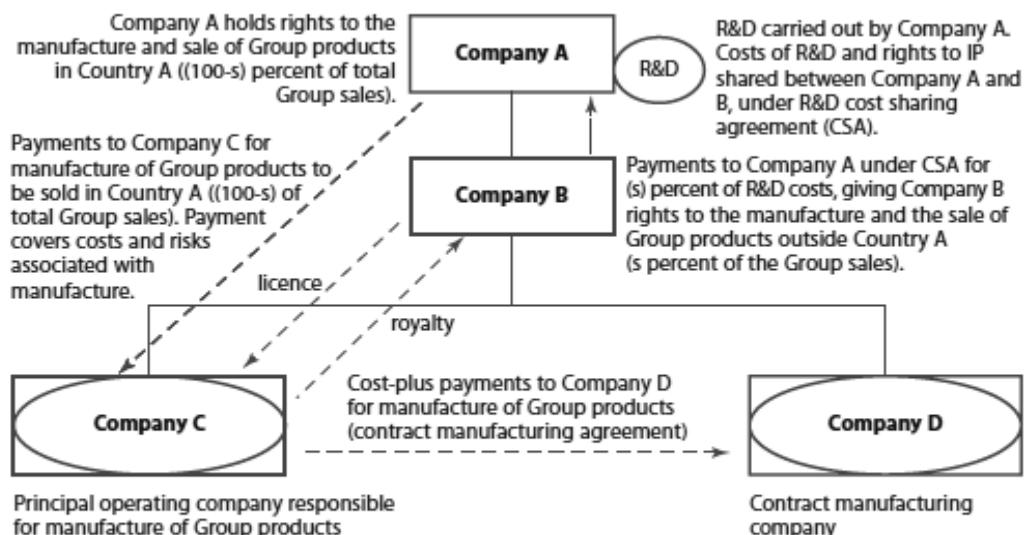


Source: OECD.

“Addressing Base Erosion and Profit Shifting (2013) ”74 頁。

参考図 9 : Transfer of manufacturing operations together with a transfer of supporting intangibles under a cost-contribution arrangement

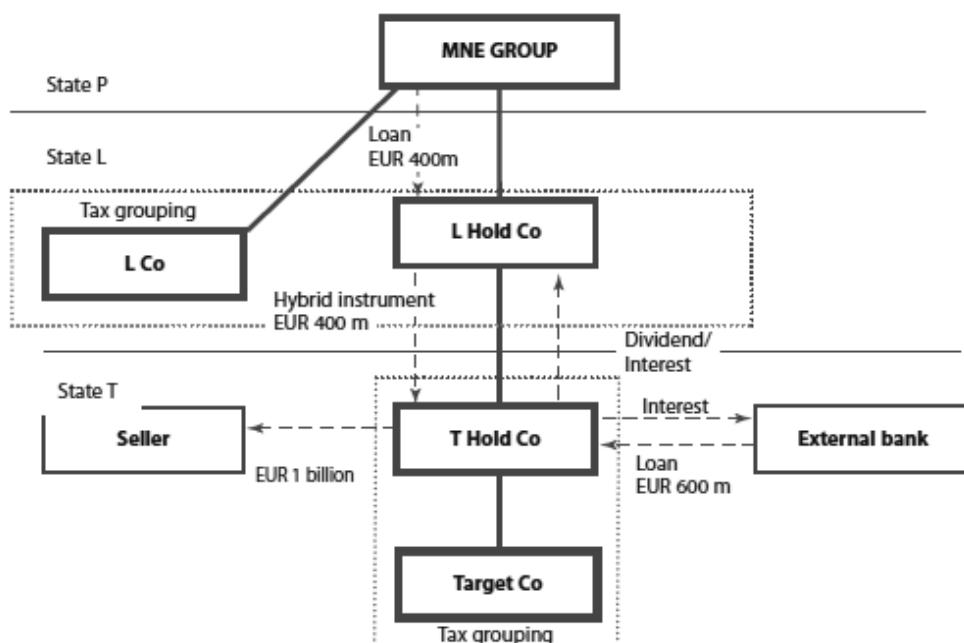
Figure C.2. Group A's tax-planning structure



Source: Based on "Present Law and Background Related to Possible Income Shifting and Transfer Pricing", prepared by staff of the Joint Committee on Taxation, submitted to the US House Committee on Ways and Means, 20 July 2010, JCX-37-10, p.93.

参考図 10 : Leveraged acquisition with debt-push down and use of intermediate holding companies

Figure C.3. Leveraged acquisition



Source: OECD.

(1) Aggressive Tax Planning に関する OECD Report:

Tackling Aggressive Tax Planning through Improved Transparency and Disclosure Feb. 2011.

Corporate Loss Utilization through Aggressive Tax Planning 2011.

Fighting Unintended Double Non-Taxation May 11, 2012.

Hybrid Mismatch Arrangements : Tax Policy and Compliance Issues March 2012.

Aggressive Tax Planning based on After-Tax Hedging March 13, 2013.

Aggressive Tax Planning に関する European Commission の勧告

Commission Recommendation on Aggressive Tax Planning Dec.6, 2012.

(2) Hybrid Mismatch Arrangement とは、ハイブリッド事業体、ハイブリッド証券（又は金融商品）、ハイブリッド譲渡を利用する取引をいう。

(3) ゼロ・タックス・スキームとは、国際的タックス・プランニングの基本とされる次の 3 要件を満たすスキームをいう。

(i) 外国事業子会社の利益に所在地国の法人税を課されないこと。

(ii) 外国事業子会社利益の親会社への分配又は外国事業会社から関連会社への支払（利子・使用料等）に所在地国で源泉徴収税を課されないこと。

(iii) 外国子会社からの受取配当にこれを受け取る親会社がその居住地国で法人税を課されないこと、親子会社間に「導管国」に設立した中間持株会社を介在させる場合、又はタックス・ヘイブンに設立した中間持株会社を介在させる場合には、CFC ルールの適用除外要件などさらに満たすべき要件は増加する。この要件を満たすため、EU Directives やこれを国内法化した各国の国内法、源泉徴収税を制限する租税条約、国外所得を非課税・免税とする領土主義課税の国内法の組合せがフルに利用される。

(4) European Commission *Communication from the Commission to the European Parliament*

and the Council : An Action Plan to strengthen the Fight against Tax Fraud and Tax Evasion Dec.6, 2012 COM(2012)722.

(5) Guglielmo Maisto *Courts and Tax Treaty Law : EC and International Tax Law Series* Vol. 3, IBFD.

(6) 本庄資『アメリカの租税政策』税務経理協会、2007。

(7) Territorial Study Group の参加企業は、次の米国有力企業 32 社である。

Agilent Technologies, Inc., Air Products and Chemicals, Inc., Boeing Company, Caterpillar Inc., Chevron Texaco Corporation, Citigroup, Coca-Cola Company, Delphi Automotive Systems Corp., Dow Chemical Company, DuPont, Eastman Kodak Company, Electronic Data Systems Corporation, Eli Lilly and Company, Exxon Mobil Corporation, General Electric Company, Goodyear Tire & Rubber Company, Hewlett-Packard Company, Household International, Inc., Ingersoll-Rand Company, Intel Corporation, Johnson & Johnson, Lockheed Martin Corporation, Mars, Inc., Merck & Company, Merrill Lynch & Company, Microsoft Corporation, Morgan Stanley, Pfizer Inc., Procter & Gamble Company, Schering-Plough Corporation, World Com, Inc..

(8) NFTC Territorial Study Group *Territorial Tax Study Report* June 11, 2002.

(9) 本庄資「米国国際租税制度の大転換が起きる可能性～米国大統領税制改革パネルの勧告を中心として」『アメリカの租税政策』税務経理協会、2007。

(10) Carl Levin *Stop Tax Haven Abuse Act of 2005, 2007, 2009 and 2011*.

(11) APA の主要導入国：

Australia, Austria, Belgium, Canada, 中国, Colombia, Czech, Denmark, Finland, France, Germany, 香港, Hungary, India, Indonesia, Israel, Italy, Kazakhstan, 韓国, Luxembourg, Malaysia, Mexico, New Zealand, Norway, Peru, Philippines, Poland, Portugal, Romania, Russia, Singapore, Slovakia, Spain, Sweden, Switzerland, 台湾, Thailand,

Turkey, United Kingdom, United States,
Uruguay, Venezuela, Vietnam

- (12) 本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討（第1回）領土主義課税原則の再検討」『租税研究』第761号。
- (13) 本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討（第2回）公式配分方式の再検討」『租税研究』第763号。
- 大野雅人「CCCTBに関する2011.3 欧州委員会提案の概要と展望～ALPの海に浮かぶフォーミュラの貝殻」『筑波ジャーナル11号』2013.3。
- (14) OECD 移転価格ガイドライン（2010年版）C
「独立企業原則によらないアプローチ：全世界公式配分」。